

(案)

赤磐市過疎地域持続的発展計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

岡山県赤磐市

令和 8 年 3 月策定

目次

第1章 基本的な事項.....	1
1. 赤磐市過疎地域の概況.....	1
(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要	1
(2) 過疎の状況	3
(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び社会経済発展の方向性	3
2. 人口及び産業の推移と動向	3
3. 市行財政の状況.....	5
(1) 行財政の状況	5
(2) 施設整備の水準	5
4. 地域の持続的発展の基本方針	7
(1) 地域の将来像	7
(2) 基本方針	7
(3) 土地利用計画	7
5. 地域の持続的発展のための基本目標	8
6. 達成状況の評価に関する事項	8
7. 計画の期間	8
8. 公共施設等総合管理計画との整合	8
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	10
1. 移住・定住の促進	10
2. 関係人口の創出及び交流促進	11
3. 若者の還流・定着及び次代を担う人材の育成	12
第3章 産業の振興.....	14
1. 農業	14
2. 林業	17
3. 商業	18
4. 工業	18
5. 観光開発	19
6. 産業振興促進事項	21
第4章 地域における情報化.....	22
1. I C Tの活用による地域づくり	22
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保.....	24
1. 交通施設の整備、交通手段の確保	24
(1) 地域高規格道路	24
(2) 国道・県道	24
(3) 市道	25
(4) 農道・林道	26
(5) バス	26
第6章 生活環境の整備.....	30
1. 快適な環境整備	30
(1) 住宅	30
(2) 水道	31
(3) 下水道	32
(4) ごみ・し尿処理	33

(5) 環境保全	34
(6) 火葬場	34
2. 安全な環境整備	35
(1) 消防・防災	35
(2) 交通安全	36
(3) 地域安全	37
(4) 治山・治水	37
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	40
1. 子育て支援・児童等福祉	40
2. 高齢者福祉	41
3. 障害者（児）福祉	42
4. 社会保険・介護保険	43
(1) 国民健康保険	43
(2) 介護保険	43
第8章 医療の確保	45
1. 地域医療	45
2. 生活習慣病対策	45
3. 母子保健	46
第9章 教育の振興	47
1. 学校教育	47
第10章 集落の整備	52
1. 集落等の整備	52
第11章 地域文化の振興等	53
1. 地域文化の振興	53
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	55
1. 再生可能エネルギー利用の推進	55

第1章 基本的な事項

1. 赤磐市過疎地域の概況

本市の過疎地域として昭和45年度から旧吉井町が指定されていたが、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、旧赤坂町が新たに指定され、本市の過疎地域は旧赤坂町及び旧吉井町が対象となった。

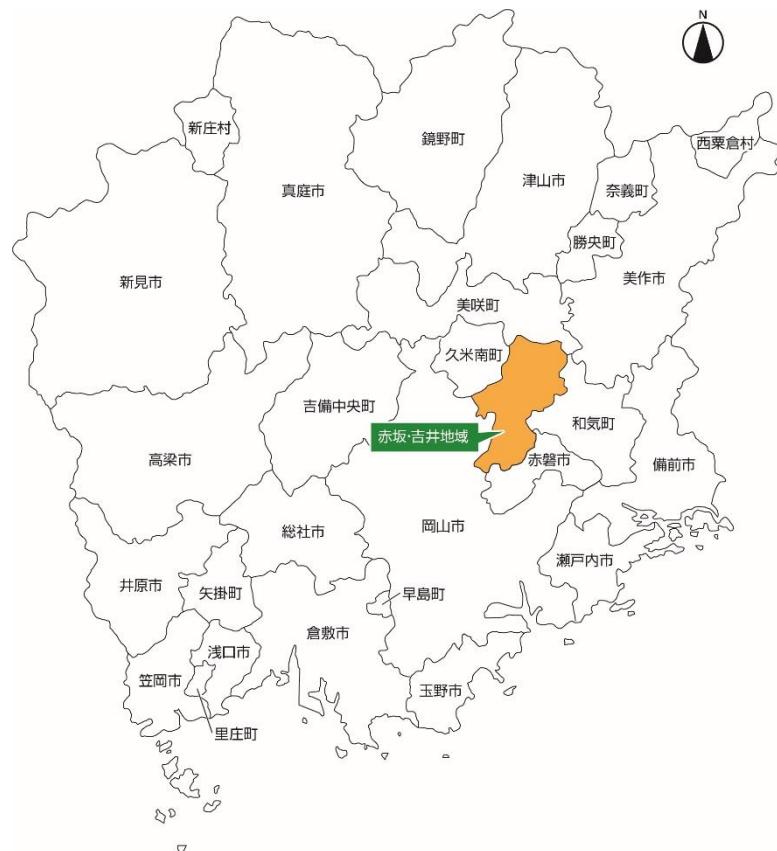
(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要

ア. 自然的条件

本市は岡山県南東の内陸部に位置し、総面積は 209.36 km²を有し県土の 2.9%を占めている。市の東部には県下三大河川の一つである吉井川が流れ、市の北部から東部にかけては、山地や丘陵地が広がっている。気候は、瀬戸内式気候に属し、年間を通じて温暖で比較的晴天が多く、積雪も少なく自然条件に恵まれているが、近年の異常気象により、自然災害の発生が増えつつある。

赤坂地域と吉井地域（以下、本地域）は、赤磐市の中部から北部に位置しており、総面積 129.06 km²、中国山脈の支脈である山間地形に属し、標高 200～400m の山岳に囲まれている。西部は竜天山系や吉井高原などの高台地であるが、南部に向けて次第に低くなっている。また、吉井川や県一級河川の砂川が流れしており、それらに沿って平野や耕地が形成されている。

図1 赤磐市における過疎地域の位置



イ. 歴史的条件

本地域は、平安時代の『延喜式』に記載されている石上布都魂神社をはじめ、岩神神社など由緒ある神社があり、古くから文化が開けていた地域である。また、美作と備前の国境であったことから、戦国・旧藩時代を通じて交通や経済の要衝として栄えていた。

本地域の行政区域は、1953年（昭和28年）から1956年（昭和31年）の「昭和の大合併」によ

り、旧赤坂町及び旧吉井町として町政を施行、2005年（平成17年）に、山陽町、赤坂町、熊山町、吉井町の合併により赤磐市を新設した。なお、平成17年の市町村合併後においては、過疎地域自立促進特別措置法第33条の規定により旧吉井町が、また、令和3年4月1日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条の規定により旧赤坂町及び旧吉井町が、過疎地域としてみなされることになった。

ウ. 社会的・経済的条件

本地域の東部を国道374号が南北に走り、国道484号が中央部を東西に横断している。さらに国道484号から主要地方道岡山吉井線、勝央仁堀中線が南北へ延び、南部では岡山市北区御津へ連絡する御津佐伯線が東西を横断しており、これらの主要路線に一般県道、幹線市道等が接続され道路網が形成されている。

また、山陽自動車道山陽インターチェンジや中国自動車道美作インターチェンジ、岡山空港へもアクセスしやすい位置にある。県南の岡山市、県北の津山市どちらも経済圏に入り、広域交通網の整備等により、通勤、通学、レジャーなど住民の生活行動は地域の枠組みを超えて、広範囲な行動圏となっている。

図2 過疎地域の道路網図



エ. 土地利用の状況

本地域の総面積は12,906haで、その構成は、山林・原野・保安林が8,943ha(69.3%)、農地が1,809ha(14.0%)、宅地が425ha(3.3%)、雑種地・その他用地が1,729ha(13.4%)となっている。

表1 土地利用の状況（令和7年1月1日現在） (単位：ha、%)

	面積		構成	比率
農用地	1,809	田	1,413	10.9
		畠	396	3.1
宅地	425	425		3.3
山林 原野 保安林	8,943	山林	6,765	52.4
		原野	393	3.0
		保安林	1,785	13.8
雑種地 その他	1,729	1,729		13.4
計	12,906	12,906		

資料：固定資産税課税データ

(2) 過疎の状況

本市における総人口の推移を見てみると、平成17年をピークに、平成22年の国勢調査では減少に転じ、平成27年、令和2年の国勢調査でも減少を続けている。

本地域で比較すると、昭和55年から令和2年の40年間で5,061人、40.9%の人口減少となっている。

また、令和2年の国勢調査における高齢化比率は44.2%であり、人口減少及び高齢化が一層進むことが予測される。

こういった状況の中で、過疎対策として、産業の振興や生活環境の整備、高齢者等の福祉、医療の確保や教育の振興等、様々な分野において施策を実施してきたところである。

しかしながら、今後一層の過疎化・少子高齢化の進行が予測されることから、各分野にわたり、今後も地域の持続的発展に寄与する施策を実施する必要がある。

(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び社会経済発展の方向性

本地域の産業就業人口比率は、第1次産業が減少し続ける一方で、第3次産業が増加し続け令和2年には大幅に増加している。

このような変化に対応するため、過疎地域においては、豊かな自然を活かした新規就農、農作物のブランド化などの施策により、果樹栽培を中心としての農業所得の向上が求められている。

商工業では、地域高規格道路美作岡山道路の瀬戸IC～吉井IC間の開通による利便性の向上を活かした開発の誘導により、企業誘致を推進し、雇用の場の確保に努める。

2. 人口及び産業の推移と動向

本地域の人口の推移は昭和55年に総人口12,385人であったものが、令和2年は7,324人となっており、40年間で5,061人減、40.9%の大幅な人口減少となっている。中でも、年齢階層別では15～29歳で1,229人減少し、61.5%の減となっている。

また、15歳～64歳の人口は4,534人減少し、57.3%の減となっているところ、65歳以上の人口は1,084人の増で、50.4%の増加となり、高齢化及び若年層の減少の傾向が見られる。

就業構造は、昭和55年に第1次産業28.5%、第2次産業32.7%、第3次産業38.8%となっていたものが、令和2年には第1次産業15.6%、第2次産業28.1%、第3次産業55.2%となっており、大きく変化している。

また、本市では、就業者の多数が市外へ通勤しており、市内における新しい雇用の場の創出は、依然として大きな課題である。

表2 人口の推移（過疎地域）

区分	昭和55年		平成7年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 12,385	人 11,348	% △8.4	人 9,896	% △12.8	人 8,290	% △16.2	人 7,324	% △11.7	
0歳～14歳	2,321	1,664	△28.3	1,157	△30.5	805	△30.4	623	△22.6	
15歳～64歳	7,912	6,688	△15.5	5,580	△16.6	4,110	△26.3	3,378	△17.8	
うち 15歳～ 29歳(a)	1,999	742	△62.9	1,439	93.9	932	△35.2	770	△17.4	
65歳以上 (b)	2,152	2,996	39.2	3,159	5.4	3,374	6.8	3,236	△4.1	
(a)／総数 若年者比率	% 16.1	% 6.5	—	% 14.5	—	% 11.2	—	% 10.5	—	
(b)／総数 高齢者比率	% 17.4	% 26.4	—	% 31.9	—	% 40.7	—	% 44.2	—	

(赤磐市全体)

区分	昭和55年		平成7年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 26,116	人 43,011	% 64.7	人 43,913	% 2.1	人 43,214	% △1.6	人 42,661	% △1.3	
0歳～14歳	6,495	7,485	15.2	6,383	△14.7	5,912	△7.4	5,745	△2.8	
15歳～64歳	16,320	27,680	69.6	27,290	△1.4	23,757	△12.9	22,267	△6.3	
うち 15歳～ 29歳(a)	4,656	3,384	△27.3	6,743	99.3	5,375	△20.3	4,954	△7.8	
65歳以上 (b)	3,301	7,846	137.7	10,224	30.3	13,521	32.2	14,377	6.3	
(a)／総数 若年者比率	% 17.8	% 7.9	—	% 15.4	—	% 12.4	—	% 11.6	—	
(b)／総数 高齢者比率	% 12.6	% 18.2	—	% 23.3	—	% 31.3	—	% 33.7	—	

資料：国勢調査

表3 人口の見通し（赤磐市）

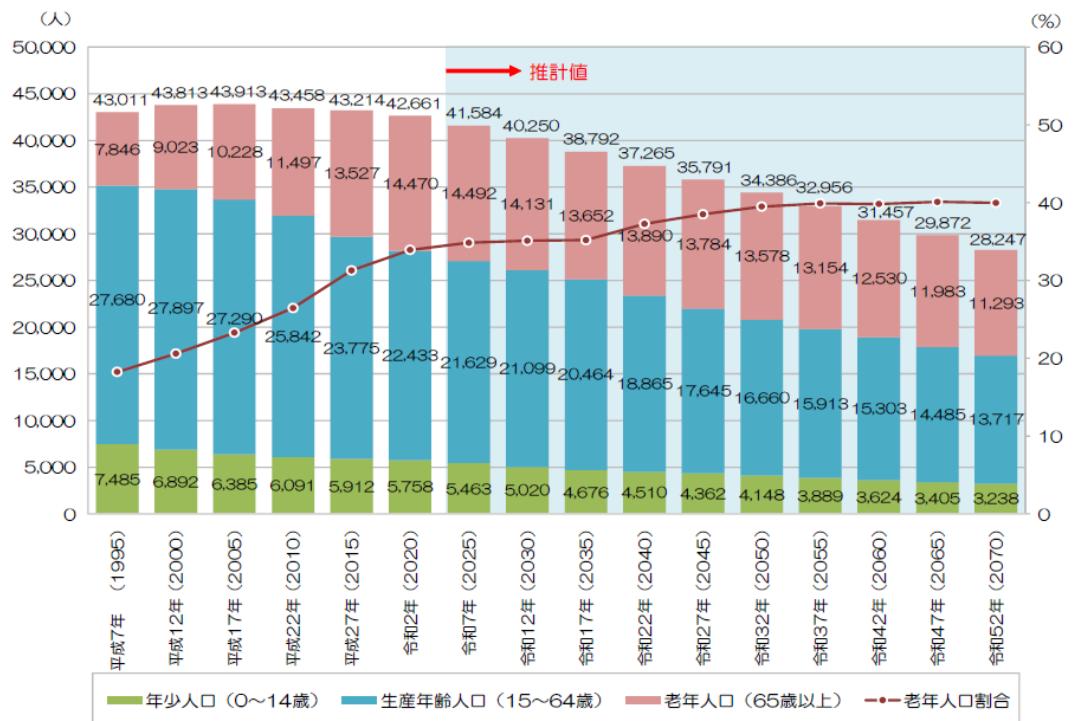


図1-1 総人口の推移

資料：赤磐市人口ビジョン

表4 産業別人口の動向（過疎地域）

区分	昭和55年			平成7年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,999	人 6,089	% △13.0	人 5,152	% △15.4	人 4,092	% △20.6	人 3,567	% △12.8		
第1次産業 就業人口比率	% 28.5 (1,992)	% 20.9 (1,275)	—	% 22.4 (1,155)	—	% 18.5 (755)	—	% 15.6 (555)	—		
第2次産業 就業人口比率	% 32.7 (2,291)	% 33.2 (2,023)	—	% 30.2 (1,555)	—	% 26.9 (1,099)	—	% 28.1 (1,001)	—		
第3次産業 就業人口比率	% 38.8 (2,716)	% 45.8 (2,786)	—	% 47.2 (2,431)	—	% 54.3 (2,222)	—	% 55.2 (1,969)	—		

() 内は実数

(赤磐市全体)

区分	昭和55年			平成7年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 18,765	人 21,698	% 15.6	人 21,860	% 0.7	人 20,826	% △4.7	人 20,552	% △1.3		
第1次産業 就業人口比率	% 22.6 (4,242)	% 13.9 (3,019)	—	% 12.0 (2,620)	—	% 9.5 (1,978)	—	% 7.9 (1,623)	—		
第2次産業 就業人口比率	% 32.1 (6,021)	% 32.7 (7,101)	—	% 30.5 (6,668)	—	% 28.6 (5,954)	—	% 28.7 (5,895)	—		
第3次産業 就業人口比率	% 45.3 (8,502)	% 53.2 (11,551)	—	% 57.1 (12,474)	—	% 60.1 (12,512)	—	% 60.8 (12,503)	—		

() 内は実数

資料：国勢調査

3. 市行財政の状況

(1) 行財政の状況

地方財政を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、本市では、限られた財源の中で適切かつ公正な配分に配慮しながら、最小の費用で最大の効果を上げることを目指し、時代の要請に即した効果的かつ効率的な組織体制の構築に努めてきた。また、職員の資質向上や適正な人員配置、柔軟な組織運営、さらには客観的な基準による事務事業評価・政策評価といった行政評価の実施を通じて、簡素で効率的な体制の確立と、限られた財源を最大限に活用する財政運営に取り組んでいる。

しかしながら、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少、さらには多くの公共施設が更新時期を迎えるなど、さまざまな課題が山積している。加えて、平成27年度から地方交付税が段階的に減額されてきた中で、財政状況は一層厳しさを増している。こうした状況を踏まえ、今後も「赤磐市行財政改革大綱」に基づき、積極的な行財政改革と財政健全化への取り組みを継続し、持続可能な財政基盤の確立に努めていく必要がある。

(2) 施設整備の水準

各種過疎対策の実施により、道路や上下水道などの生活基盤整備、医療の確保といった分野で、これまでに一定の成果を上げてきた。今後は、これらの施設や設備を良好な状態で継続的に使用し、安全かつ安定的なサービス提供を行っていくために、老朽化に伴う修繕・維持管理や更新整備を計画的に推進していく必要がある。

表5 市財政の状況

(単位：千円)

区分	(赤磐市全体)		
	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	19,786,627	19,183,979	26,593,352
一般財源	12,368,535	12,888,050	12,441,359
国庫支出金	2,691,234	2,082,506	8,090,070
都道府県支出金	1,432,645	1,307,853	1,611,686
地方債	1,664,549	1,247,388	1,517,624
うち過疎対策事業債	42,900	102,400	194,800
その他	1,629,664	1,658,182	2,932,613
歳出総額 B	18,693,563	18,228,411	24,988,114
(参考　過疎対策事業費)	893,171	1,030,477	1,165,065
義務的経費	9,384,345	9,612,561	9,808,883
投資的経費	3,019,834	1,507,998	1,993,346
うち普通建設事業	3,001,827	1,444,790	1,985,823
その他	6,289,384	7,107,852	13,185,885
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,093,064	955,568	1,605,238
翌年度へ繰越すべき財源 D	118,001	176,017	87,209
実質収支 C-D	975,063	779,551	1,518,029
財政力指数	0.49	0.47	0.46
公債費負担比率(%)	15.9	15.0	13.5
実質公債費比率(%)	13.0	8.1	7.1
経常収支比率(%)	89.6	89.5	90.9
将来負担比率(%)	68.3	15.4	12.1
地方債現在高	19,624,412	21,501,601	19,934,213

表6 主要公共施設等の整備状況（赤磐市）

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市道					
改良率 (%)	18.7	39.6	43.5	45.0	46.9
舗装率 (%)	31.3	74.7	81.2	82.2	84.2
農道					
延長 (m)	314,840	356,439	356,882	319,698	319,698
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	78.3	89.8	95.6	—	—
林道					
延長 (m)	115,630	104,064	104,969	47,760	48,197
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	18.5	10.4	11.2	—	—
水道普及率 (%)	88.7	94.1	98.5	100.0	99.5
水洗化率 (%)	—	34.3	54.2	78.8	89.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	5.2	9.5	8.2	6.2	5.6

資料：公共施設状況調査、道路施設現況調査、水道統計、一般廃棄物処理事業実態調査

4. 地域の持続的発展の基本方針

(1) 地域の将来像

本地域は、これまで過疎地域の自立促進を図るため、総合計画をはじめ各種計画により、地域格差是正のための生活、産業、交通関連の基盤整備や地域福祉の充実など、地域特性を活かしながら様々な施策を積極的に講じてきた。

しかしながら、人口の流出や高齢化の進行をはじめ、地域産業の低迷や後継者の問題など、地域活力の低下が進行しており、このまま推移すれば集落機能の維持が困難な状況となることが予想される。

本地域が、今後魅力ある持続可能な地域として発展していくためには、この地域の特徴である豊かな自然や美しい農村景観、地域の特性を活かした農産物や多様なスポーツ・レクリエーション資源等の地域資源を活かし、関係人口の創出を図りつつ、定住人口の増加を目指すため、美作岡山道路の整備の効果を企業誘致に活かし、地域の雇用の場の確保に努め、少子高齢化への対応、情報化の進展など時代の潮流を踏まえた取り組みが必要である。

また、本地域の個性をさらに伸ばすとともに、岡山市を中心とした8市5町により形成されている岡山連携中枢都市圏をはじめとした市町村間の連携や広域的交流を深め、いきいきとした活力ある地域として発展していくよう努める必要がある。このため、第3次赤磐市総合計画に掲げるまちづくりの将来像である「共に未来を描く 白桃発祥のまち あかいわ」をキーワードに活力ある地域を目指すものである。

(2) 基本方針

地域の将来像を実現するため、次の3つの基本方針を設定する。

◎住みよい生活環境をつくる

計画的な土地利用を推進し、地域資源の維持保全、遊休土地の有効利用に努めることにより、地域の均衡ある発展を図るとともに、防災・安全施設の整備により、住民の生命・財産を守る。

快適な生活環境づくりのため、良好な景観の形成に配慮しながら、道路等生活インフラ整備を推進するとともに、環境問題などに適切に対処し、医療提供体制の充実を図り持続可能な住みよい地域を創造していく。

◎豊かな生活と魅力あるまちをつくる

自然環境、地理的条件、伝統的技術などを活かした果樹など特色ある農産物を育成するとともに、美作岡山道路の整備の効果を企業誘致や観光振興に活かし、経済循環及び地域活性化を図る。

◎多様な主体が支え合う仕組みづくり

若者世代や働く意欲を持った高齢者等、幅広い年代が協働して、地区、NPO団体、企業等多様な主体が支え合う仕組みづくりを構築し、心豊かに暮らせる、持続可能なまちづくりを目指す。

(3) 土地利用計画

現在及び将来にわたり住民のための限られた資源である土地は、生活・経済・社会活動の共通の基盤である。そのため、健康で文化的な生活環境の整備、活力ある地域経済の発展を促進するなど、総合的なバランスのある地域の発展と保全を図るために、本地域の地域特性に応じた計画的かつ適正な土地利用を促進するため、次の用途区分により秩序ある効率的な利用を図っていく。

① 農用地

農用地は、食糧の安定供給及び自然環境の保全、健全な地域社会の発展を図るための基盤であり、積極的な確保と維持保全に努める。

② 森林・原野

広大な森林地域については、木材生産機能の向上に努め、森林資源の計画的維持培養を推進し、経済的機能及び水源かん養、保健休養などの公益的機能を総合的かつ高度に発揮するよう、その確

保と整備を行う。

③ 住宅用地

世帯の核家族化による世帯数の増加、企業誘致、地方への移住熱の高まり等による新規住宅需要が予想され、時代に対応した居住水準を保つため、地域の環境保全に配慮した住宅用地の確保を図る。

④ 道路

快適な生活環境・産業経済活動の両面を支えるために最も重要な施設であり、それぞれの目的に応じて整備を行い、広域的・総合的な交通ネットワークを考慮した道路整備を計画的に促進する。

⑤ 工場用地

地場産業の育成・強化はもとより、優良企業の誘致による地域経済の活性化のため、自然環境の保全に十分配慮しながら、必要な用地の確保を図る。

⑥ 内水面等

内水面等については、自然災害から住民の生命・財産を守るために、河川、ため池等の安全性の確保、農業用水路等の整備に必要な用地の確保を図る。

⑦ その他の用地

以上のはか、文化・教育施設、公園緑地、厚生福祉施設、環境衛生施設等の公共施設の用地については、立地条件、周辺の社会状況等を十分に勘案し、用地の確保に努める。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、本計画期間内（令和12年度末）に達成すべき基本目標を定める。

表7 基本目標

目標項目	現状値	目標値
将来人口の目標	42,283人 (R7.4.1住民基本台帳人口)	41,100人
転入者数	1,052人 (R6)	1,100人
新規企業立地件数 (奨励金対象企業)	3件 (R2～R6)	3件 (R8～R12)
新規就農者数	105人 (H22～R6)	143人 (H22～R12)
特定健診実施率	38.2% (R5)	60% (R11)

6. 達成状況の評価に関する事項

過疎対策の実効性を高めることを目的とし、計画（Plan）、実行（Do）、分析・評価（Check）、改善（Action）によるP D C Aサイクルを通じ、市の推進本部等において、次期計画策定前に達成状況の評価を行い、計画の見直しに反映する。

7. 計画の期間

計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等を取り巻く様々な課題を踏まえ、将来にわたり公共サービスを持続的に提供していくためには、施設等を良好な状態で保持し、将来世代にしっかりと引き継いでいくことが重要であ

る。

事業実施に当たっては、赤磐市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方である、次世代に継承可能な施設保有（保有量の縮減）及び将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）を基本とする。

なお、赤磐市公共施設等総合管理計画に基づき、公共建築物については新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で費用対効果を考慮し、更新（建替え）は複合施設を原則とする、また、施設総量（総延床面積）を削減すること、インフラについてはライフサイクルコストの削減に努める事業内容とし、本計画における公共施設等の整備、維持管理については赤磐市公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら効率的・効果的に実施する。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 移住・定住の促進

(現況と問題点)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、「地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる」という基本目標が掲げられた。

これにより、全国の自治体で移住・定住に関する取り組みが積極的に行われるようになり、本市においても、ワンストップで移住相談を受ける専門人材の配置、空き家の流通を促進するための空き家情報バンクの導入や各種支援制度の創設・拡充など、様々な移住・定住支援施策に取り組んできた。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進度は速く、赤磐市人口ビジョン（令和7年9月）においては、令和2年から令和32年の間に赤坂地域で28.3%、吉井地域で43.8%人口が減少することが示されている。地域の維持・存続のため、地域特性や魅力を伝えた移住・定住施策の推進や様々な場面で地域と関わる人づくりを進めていく必要がある。

また、令和4年10月に実施した第2次赤磐市総合計画及び赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みに関する市民アンケート調査によると「赤磐市を選ぶ際に考慮したことは何か」を尋ねた設問での赤坂地域、吉井地域への転入者は、「山林や農地、自然が多く環境がよかつたため」、「自然災害が少ないため」という理由が上位であった。両地域が持つ豊かな自然環境は、移住者にとって魅力的であり、これらを広く伝えていく必要がある。

表1 赤磐市が取り組んでいる主な支援制度（令和7年4月1日現在）

取り組み事業	内容
空き家情報バンク	空き家に関する情報を登録し、空き家の利用を希望する人へ情報提供を行う制度
空き家改修支援事業	空き家情報バンク制度を利用して購入又は賃貸借した物件等の改修費用の一部を補助
空家相続登記支援事業	空き家情報バンク制度に登録する空家の相続登記に要する費用の一部を補助
定住促進奨励事業	市が販売している分譲住宅地を購入し、居住用住宅を新築した人等に奨励金を支給
新婚世帯支援事業	結婚後、市内に賃貸借物件を借りる新婚世帯に対して家賃を補助
結婚新生活支援事業	結婚後、住宅の取得、賃貸、引越に要した費用を補助
移住コンシェルジュの配置	移住に関する専門職員を配置

資料：政策推進課

(その対策)

① 受け入れ体制の整備

中山間地域の利点や地域特性を活かした移住者の受け入れ体制を整備していく。また、様々な機関との連携・協力により、増加する空き家の流通を促進し、移住者の住まいの確保につなげ、空き家情報バンクの登録物件に対する補助及び支援制度の充実を図り、流動化を促進する。

表2 空き家情報バンク登録物件（平成26年4月1日～令和7年3月31日の集計）

全体登録件数	赤坂地域	吉井地域
190件	28件	46件

資料：政策推進課

② 移住・定住促進啓発事業

移住・定住を検討している人に対して、まずは市の認知度向上のため、SNSをはじめ様々な媒体を活用しながら情報発信に取り組む。

③ 移住希望者への支援

地域の様子や暮らしをイメージしてもらうために、移住相談会や移住体験ツアーを開催し、地域を知る機会を創出する。

④ 若者世帯の流入促進

若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるために、個人の自由な選択にも配慮しながら、結婚支援活動を推進し、結婚した若年層の生活支援のための支援制度の充実を図る。

⑤ 移住者への支援

移住後も安心して住み続けられるために、移住者同士や移住者と地域住民とのネットワークづくりなどに取り組む。

2. 関係人口の創出及び交流促進

(現況と問題点)

大学や企業、NPO法人など多様な団体と包括的連携協定を締結して、地域活性化に向けた取り組みを行っている。また、近隣高等学校の地域を学び場とした取り組みへの協力など、様々な主体が地域に関わることができる機会の創出を図っている。

ふるさと納税の寄附者や地域と関わりを持つ人たちに向けて、定期的な情報発信を行い、地域とのつながりの維持継続を図り、関係人口の創出につなげている。

また、地域おこし協力隊による地域の魅力発信や地域特性を活かした事業の実施は、地域の新しい魅力づくりの一役を担っている。

しかし、地域外の都市住民など地域との関わりを求めている人材への働きかけや地域とを結びつけていくマッチングや地域での受け皿の確保ができていない。

表3 包括的連携協定を締結している相手方（令和7年10月1日現在）

協定の相手方	
環太平洋大学	岡山シーガルズ
認定特定非営利活動法人AMDA	学校法人川崎学園
公立大学法人岡山県立大学	日本郵便株式会社
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	大塚製薬株式会社広島支店
福島県浪江町	日本航空株式会社
明治安田生命保険相互会社	ノートルダム清心女子大学
天満屋グループ	株式会社イズミ
日本マクドナルド株式会社フランチャイジー 株式会社クルーズ	

資料：政策推進課

(その対策)

今後、地域が維持存続していくためには、様々な主体と連携・協力しながら地域づくりを進めていく必要がある。

① 地域情報等の発信強化

地域と関わりを持ちたいと考えている人たちに向けて様々な媒体を活用して情報発信を行う。

② 地域素材の磨き上げ

地域住民にとって日常的な活動や風景が、地域外の人にとっては魅力的で興味深いものであることから、地域素材の磨き上げを行う。

③ 都市住民との交流促進

自然豊かな環境の中で、地域と関わりを持ちたい人が継続的につながる機会を持つことができるような場づくりを行う。

3. 若者の還流・定着及び次代を担う人材の育成

(現況と問題点)

高等学校卒業後に進学や就職で地元を離れる若者が多く、地域の担い手不足や少子高齢化の要因の一つになっている。地元企業や学校、商工会などの関係機関と連携・協力し、若者還流事業を重点的に取り組んでいる。中学校までの段階で地域への興味関心を抱くことを目的として、中学生、地域で活躍する大人、大学生との対話の場を創出したり、高校生を対象とした企業勉強会の開催や地元企業を紹介するパンフレットを作成して、地元就職につなげられるよう働きかけを行っている。

また、近隣高等学校による地域を学びの場とした取り組みに積極的に協力し、生徒の地域貢献の意欲向上を図っている。

これらの取り組みにより、地域への興味関心を持つ若者の増加や地元就職につながってきている。

若者が考えた取り組みが地域の色々な人をつなぐハブとなり、ネットワークの構築が形成されるなどの成果が現れているため、さらに地域内外の様々な機関と連携し、次代を担う人材の育成を行う。

(その対策)

① 多様な主体との連携

若者にとって安心して働き、暮らせる地域であるためには、多様な主体と連携し雇用の場の創出や地域社会の意識変革や魅力ある職場づくりを行っていく。

② 地域とつながる場づくり

赤磐市で暮らす中で、地域の人や企業を知るきっかけづくりを行い、地域に目を向け興味関心を持ち、地域に関わりたいと考える人材を育成する。

③ 関係機関と連携したU I Jターン就職の促進

岡山県や岡山連携中枢都市圏で首都圏や関西圏に開設している就職支援センターなどを活用してU I Jターン就職の促進を図る。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住) (地域間交流) (人材育成)	空き家対策事業	赤磐市	過疎地域
		空き家改修費補助金事業	赤磐市	過疎地域
		空家相続登記支援事業	赤磐市	過疎地域
		空き家家財道具等撤去補助金事業	赤磐市	過疎地域
		新婚世帯支援事業	赤磐市	過疎地域
		移住・定住促進啓発事業	赤磐市	過疎地域
		移住体験事業	赤磐市	過疎地域
		移住者交流促進事業	赤磐市	過疎地域
		定住促進奨励事業	赤磐市	過疎地域
		情報発信事業	赤磐市	過疎地域
		中学生郷土愛着醸成事業	赤磐市	過疎地域
		若者まちづくり事業	赤磐市	過疎地域
		就職支援事業	赤磐市	過疎地域

第3章 産業の振興

1. 農業

(現況と問題点)

(1) 農家人口

本地域の農業経営は水稻中心であるが、消費者の米離れ、需給不均衡など米を取り巻く社会経済情勢の変遷、地理的条件、労働力の高齢化や減少等の要因が経営規模の零細化、生産性・生産意欲の低下などに結びつき、農業生産構造の弱体化をもたらしている。

令和2年農林業センサスによると、本地域の経営耕地面積は752haで、内訳は田694ha、畑36ha、樹園地23haとなっている。生産基盤の整備のため区画整理事業を積極的に推進しているが、依然として山間部には不整形で狭小な農地が散在している。また、米の生産調整とも相まって山間棚田の荒廃が進んでいる。

産業別就業人口（第1章表4）を見てみると、令和2年の総就業者数は3,567人で、第1次産業555人（15.6%）となっており、総人口の減少と相まって減少傾向が続いている。さらに、第2次、第3次産業への就業移行も進んでおり、就業人口の年齢別構成から見ても、今後も農業就業者の高齢化が進行するものと推測される。

令和2年と平成27年では農家総数が減少しており、経営耕地面積規模別経営体数では特に1.5ha未満の経営体について、523経営体から418経営体へと大幅に減少している（農林業センサス）。

また、ほ場整備完了後40年が経過しているものも多いため、施設が老朽化し、修繕、交換等必要な個所が増加している。ため池も多くあり、堤体の浸食、斜樋の老朽化等修繕、改良が必要なため池が増加している。

表1 産業別農家数、農家人口の推移

（単位：人、%）

区分	総人口 うち農家 人口	総世帯数 うち農家	産業別就業人口						
			総就業 人口	第1次	うち 農家	第2次	第3次		
平成7年	11,348 (100)%	6,048 (53.3)	3,468 (100)	1,614 (46.5)	6,089 (100)	1,275 (20.9)	1,262 (99.0)	2,023 (33.2)	2,786 (45.8)
平成12年	10,732 (100)%	5,428 (50.6)	3,440 (100)	1,474 (43.4)	5,719 (100)	1,310 (22.9)	1,298 (99.1)	1,830 (32.0)	2,574 (45.0)
平成17年	9,896 (100)%	4,360 (44.1)	3,395 (100)	1,325 (39.0)	5,152 (100)	1,155 (22.4)	1,150 (99.6)	1,555 (30.2)	2,431 (47.2)
平成22年	9,130 (100)%	2,693 (29.5)	3,255 (100)	1,185 (36.4)	4,278 (100)	722 (16.9)	709 (98.2)	1,201 (28.1)	2,319 (54.2)
平成27年	8,290 (100)%	1,903 (23.0)	3,089 (100)	991 (32.1)	4,092 (100)	755 (18.5)	744 (98.6)	1,099 (26.9)	2,222 (54.3)
令和2年	7,324 (100)%	1,370 (18.7)	2,959 (100)	806 (27.2)	3,567 (100)	555 (15.6)	547 (98.6)	1,001 (28.1)	1,969 (55.2)

資料：国勢調査・農林業センサス

(2) 農業生産の動向

本地域の農業生産についてみると、令和2年の販売額は、平成27年に比べて△6.0%とやや減少している。中でも豆類、きゅうり、温室ぶどう、黄ニラ、なす、スナップえんどうの減少が著しい。

農地の集積化などにより、米は販売額が増加している。また、露地ぶどうはGAP取得などでブランド化の推進や、新規就農者の増加などから、平成22年から増加、維持している。

(3) 水田農業からの転換

本地域の農業生産は、ここ数年間特に衰退傾向にある。これは、本地域の農業生産の基幹作物である米の生産調整による需給調整と農業就業者の高齢化による農家数の減少、農業機械への過剰投資など様々な農業経営上の問題によるものと考えられる。米の計画的生産への的確な対応の中で有利な転作作物の選定、定着化、産地化が重要な課題であり、関係機関と一体となって取り組んでいく必要がある。また、農産物の付加価値を高め、有利な条件で販売できるよう加工品の調査、研究に努める必要がある。

表2 農業生産の動向

(単位：ha、kg、頭、円)

区分	平成22年			平成27年			令和2年		
	作飼 付養 面頭 積数	出 荷 量	販 売 額	作飼 付養 面頭 積数	出 荷 量	販 売 額	作飼 付養 面頭 積数	出 荷 量	販 売 額
米	700.5	1,595,430	250,447,445	666.4	1,374,330	262,093,950	688.4	1,112,460	277,436,132
麦類	33.7	—	—	47.9	57,200	—	—	—	—
雑穀・豆類	5.3	1,319	597,851	5.7	416	88,832	33.0	3,641	568,442
大豆	31.0	1,071	904,534	21.0	1,482	1,174,981	23.0	959	758,880
小豆	6.0	738	438,316	1.7	1,088	1,069,531	2.0	250	285,133
しいたけ	0.2	27	101,126	—	400	101,676	—	430	136,818
きゅうり	1.6	80,980	19,082,498	0.7	51,110	12,477,113	0.5	30,695	8,227,631
温室ぶどう	2.8	21,808	23,273,840	2.2	7,793	7,017,023	0.2	3,399	3,273,829
露地ぶどう	13.8	86,439	82,422,627	15.6	91,364	101,530,729	16.1	91,339	100,501,469
桃	7.5	23,244	19,434,259	8.0	20,073	15,774,495	8.0	9,837.9	9,154,745
バスクラサン	0.3	3,732	2,548,060	0.6	2,498	2,017,279	0.3	1,610	1,338,194
イチゴ	0.5	20,926	19,740,810	0.4	15,407	17,828,745	0.5	10,588	16,399,897
アスパラ	0.3	46	58,155	—	—	—	—	—	—
黄ニラ	2.1	6,937	17,223,809	1.2	4,679	13,303,284	1.2	4,487	8,744,578
りんどう	—	—	—	0.08	19,265	674,721	—	5,180	277,000
肉用牛	—	—	—	—	1	938,222	—	—	—
なす	1.3	97,621	24,916,996	0.8	67,645	23,091,786	0.3	23,258	7,700,366
スナップえんどう	0.5	3,317	3,634,610	0.3	3,966	5,033,919	0.2	1,215	1,205,167
たまねぎ	0.7	23,218	1,091,246	—	—	—	—	—	—
柿	2.0	7,955	3,134,974	2.0	7,215	2,407,088	2.0	7,030	2,782,988
合 計			469,051,156			466,623,374			438,791,269

資料：晴れの国岡山農業協同組合

(その対策)

(1) 推進体制の確立

食糧は生活に欠くことのできない基礎的な物資であり、農業・農村は農業生産活動を通じて食糧の供給に加え、美しい国土・環境の保全、水資源のかん養、緑や景観の提供、地域文化継承の地盤等公

益的で多面的な機能を持ち、その役割は住民の安全で豊かな暮らしを守り、生活の安定の基礎として重要な意義を持つものである。関係団体と連携の強化を図り、農業・農村の置かれている厳しい状況に適切に対処し、情勢の変化に柔軟で、効率的な農業の推進を図る。

(2) 生産基盤の確保

- ① 農業生産にとって最も基礎的な資源である農地を良好な状態で確保し、有効利用を図り、効率的で安定的な農業経営を育成するため、農業委員会等と連携し、耕作放棄地の解消、農地の集約化、担い手による農作業の受委託などを推進する。また農地中間管理機構を活用した農地の有効利用を推進する。
- ② 農業の生産性向上を図るため、立地条件、環境条件に配慮しながら、かんがい排水施設の整備、ほ場整備等による農業生産基盤の整備及び省力技術を導入した集出荷施設や安定供給のための貯蔵施設等の整備を推進する。

(3) 担い手の確保、育成

農業経営の後継者不足・不在の状況を解消するため、赤磐市農業生産振興連絡協議会を中心に関係機関との連携による農業経営の情報化を図り、多様な就農ルートを通じて幅広い人材の確保・育成を行うとともに、多様な形態による足腰の強い農業経営を展開する。

- ① 新規就農希望者に対して、情報提供、相談体制の強化、技術・経営研修の充実を図る。
- ② 新規就農者や担い手に対して、農地中間管理機構による農地の集約化を推進する。
- ③ 次代を担う農業後継者の育成・確保を図るため、農村の環境保全の大切さを学習する中で、農業の持つ役割・楽しさを教え、伝えていく。
- ④ 農村における高齢者や女性の農業経営、社会参画を促進し、都市住民との交流活動や手作り加工品の研究開発などに持てる能力が十分發揮できるよう条件整備を進める。
- ⑤ 次世代農業技術集積センターにおいて、契約栽培による農家の安定収益の拡大を目指して次世代先進農業の実証などを行う。

(4) 水田農業の推進

米の需給調整の推進と地域の自然環境を活かした転作作物の定着化、産地化を推進し、農業経営の安定を図る。

- ① 消費者の米に対する志向は、「安全・安心」を重視する傾向にあり、優良銘柄の選定を進めるとともに、有機無農薬、減農薬栽培によるブランド化を推進する。
- ② 付加価値の高い転作作物の定着化を図るため、市場の動向、情報を的確に収集・分析し、省力化、低コスト化、ＩＣＴ等先進技術の活用による、生産性の高い作物の奨励に努める。また、少量・多品目の生産農家についても直売所等の利用を推進し、地域の加工品や新鮮野菜の直接販売により、生産意欲の向上と農業経営の安定を図り、もって地域農業の活性化を推進する。
- ③ 「安全・安心」な農産物づくりのためには土づくりが重要であり、地域内の有機資源を有効利用するバイオリサイクルを推進し、環境保全型の持続的営農を図るとともに、有機無農薬・減農薬栽培による高付加価値農産物の生産を推進する。

(5) 鳥獣被害防止

農産物の鳥獣被害を防止するため、狩猟免許の取得支援などによる狩猟者の確保により、有害鳥獣の捕獲を推進する。

また、防護柵の設置支援や情報共有を行いながら、鳥獣被害に強い地域づくりを促進する。

(6) 都市住民のニーズに対応した農業、農村の振興

都市住民にゆとりと安らぎを提供し、農業、農村の魅力について理解を求めるとともに、農村における就業促進、所得と雇用機会の創出など、ソフト面、ハード面から整備を行い、地域の活性化を図る。また、都市住民の多様なニーズに応え、新鮮な農産物の提供、農作業体験、レクリエーション広場等の整備を図り、都市住民との交流により農産物や特産物の新たな販売網の拡充を進める。

また、空き家情報バンクを活用し、定住促進による農村地域の地域活性化を推進する。

2. 林業

(現況と問題点)

本地域の森林面積は、総面積 12,906ha のうち 8,790ha (68.1%) を占め、最も大きな面的資源であり、木材・林産物の供給はもとより、水源のかん養、自然環境の保全、レクリエーションなど、その恩恵は計り知れないものである。森林の内訳は、民有林（計画対象森林）8,674ha、国有林（計画対象森林）116ha で、民有林は森林面積の 98.7%を占めている。

民有林の森林資源の状況は、人工林 1,805ha (20.8%)、天然林 6,604ha (76.1%)、その他 265ha (3.1%) となっており、樹種別の面積については、ヒノキ 1,637ha、スギ 55ha、マツ 1,418ha、広葉樹等 5,564ha である。

人工林については、戦後、造林が積極的に進められた本地域では、1,805ha にのぼり、7 齢級以下の林分が 414ha (22.9%) を占めている。こうした育成途上にある人工林は、除間伐などの適正な管理を実施することにより、健全な森林を育成し、森林の持つ水源かん養等の公益的機能の保全を図る必要がある。しかし、近年の山村及び林業をめぐる情勢から、森林所有者にとって、人工林の保育管理が大きな負担となっており、森林の管理はますます困難な状況となっている。加えて、人口の減少などにより、地域外の在住者の所有する森林が増加する傾向にあり、問題は深刻化している。

森林組合は、本地域全域を区域として、組合員 1,048 名、職員 1 名で運営しているが、事業も減少傾向にあり、組織の広域化を進める必要がある。

(その対策)

(1) 森林整備の基本方針

本地域は、あかまつ林を主体とした天然林が大部分を占めており、生産性の向上等の点から人工造林を奨励してきたが、木材価格の低迷、林業労働者の不足等により保育管理が十分でない山林が多々見受けられる。今後、人工林のまとまりのある北部の地域を中心に、林道、作業道の整備を一体的に進めることにより林内作業の効率を高め、保育・間伐による適正な森林管理を促進し、森林の持つ公益的機能の維持増進を図りながら、木材需要の多様化に備えるため、長伐期施業・複層林施業・育成天然林施業を積極的に行い、優良な森林の育成に努める。

吉井地域の南東部には、天然のあかまつ林が分布しており、県下でも有数のまつたけ産地であるため、松くい虫防除の徹底と適正な管理に努め、まつたけの発生環境の整備促進を図る。

(2) 造林・保育施業の促進

植林から保育にいたる一貫した事業を計画的かつ組織的に行うため、育成林整備事業を中心に従来の単層林整備に加え、複層林や育成天然林の造成を図り、森林の公益的機能の保全、優良林分の確保に努める。また、吉井地域では松くい虫防除事業の実施により被害の拡大防止に努める。

(3) 林業生産基盤の整備・拡充

効率的な林業経営を進め、森林の適正な維持管理を図るためにには、林道・作業道等の積極的な整備を進めていくことが必要である。特に、森林の所有規模が小さく一的な施業が必要とされる地域にあっては、森林所有者などが共同で作業道の開設・管理・利用を行うなど、効率的な森林経営ができるよう林業生産基盤の整備、拡充に努める。なお、整備に当たっては、民有林林道整備事業、育成林整備事業等の導入を図る。

(4) 林業従事者の育成確保

林業生産の担い手である林業労働者の高齢化や、後継者不足により林業生産活動は停滞傾向にある。このため本地域としては、林業労働者の福祉向上や住民の森林、林業に対する関心を高め、後継者の確保及び育成に努めるとともに、関係機関と連携し、林研グループや中核的林家への積極的な指導を行い、林研グループの活動の促進、林業技術の普及、経営能力の開発等の施策を推進する。

(5) 林産物の生産振興

林業経営の維持・発展を図るため、総合的な木材需要の拡大を積極的に推進する。特に、公共施設の木造・木質化や、土木工事など公共事業における木材の活用を一層促進する。

一方、林家の重要な所得源である特用林産物については、関係機関・関係団体との連携による調査、研究等も実施しながら、安定的な生産体制の確立、産地化・銘柄化を推進する。

(6) 森林公園等の整備

森林の持つ多面的機能を活かし、森林を保健・休養・教育の場として利用することへの住民の期待が高まっており、森林公園などの積極的な整備により森林の総合的な利用を図る。

3. 商業

(現況と問題点)

商業について、赤坂地域は町苅田地区を、吉井地域は周匝地区を中心に発展してきた。一部大規模店舗の出店もあるが、経営規模が小さい個人事業主が多く、経営者の高齢化も進んでいる。このため、多様化、スピード化が進む消費者ニーズへの対応の遅れが目立ち、本地域外への購買力の著しい流出が見られる。しかし、商業は住民への豊かな消費生活の提供という役割だけでなく、定住化を促すための活気に満ちた快適なまちづくりを実現する上で重要な役割を担う産業である。このため、多様化する住民ニーズへの対応と経営体質の改善、合理化、施設の近代化、サービスの向上など商業機能の向上を図る必要がある。

表3 事業所数

区分	事業所数（事業所）	従業員数（人）	
		総 数	1事業所当たり
平成24年	437	3,919	8.97
平成28年	422	3,961	9.39
令和3年	402	4,182	10.40

資料：経済センサスー活動調査

(その対策)

本地域の商業は、多くが小規模事業者であることから、商工会との連携を強化し、経営診断、施設の合理化、近代化等について指導の強化を図るとともに、関係機関への融資拡大を働きかけ、経営の安定化に努める。また、魅力ある個性的な店づくりや地域密着型商店の育成・支援、商業集積の促進に努める。

商工会は、平成17年4月1日から赤磐市合併前の旧4町と旧瀬戸町の商工会が合併し、「赤磐商工会」となり、組織の基盤強化と組織の統合による商工会運営の合理化・効率化を推進し、職員の資質向上と専門分野化を図り、会員等の経営改善・革新に寄与している。

4. 工業

(現況と問題点)

本地域での企業誘致は、過疎化が進み始めた頃から推進しており、人口の減少による地域社会の生産性の低下や、急速な高齢化に対処する地域活性の方法として最適なものと考えられてきた。

赤坂地域では7か所、吉井地域では2か所の工業団地を有しているが、ほぼ立地済みである。

本地域においては、都市的利便性の欠如、適當かつ十分な用地が不足している状況にあり、これまでのところ大きな成果は上がっていない。

こうした状況下から、本地域において、既存の工業の振興とともに整備が進む広域道路網を活かした企業誘致を積極的に推進し、地域内での生産レベルの向上と、雇用機会の増大に努める必要がある。

(その対策)

(1) 企業誘致

中国自動車道、山陽自動車道、美作岡山道路を中心とする広域高速網の整備により京阪神、九州、四国方面への交通アクセスが向上し、赤磐市は生産物流拠点としての利用価値が高くなっている。

山陽IC、熊山IC、佐伯IC、吉井ICを活用し、既存の各工業団地の拡張や、適地の掘りおこし及び調査、選定等を行う。両地域ともに就業機会の確保、所得の向上を図るとともに、宅地分譲や下水道施設等の生活環境の整備を行う。

(2) 地場産業

中小企業を取り巻く経営上の制約を克服するため、制度資金などの貸付制度の活用により、経営の近代化・合理化などを促進し、企業の体质改善を支援する。また、地域への波及効果を高めるため、農林産物等の地域資源や、地域に根付く伝統工芸技術を活かした農産物の加工・直売体制等の導入や企業化の支援に取り組む。また、労働力の確保については、若者の流出を抑制するため、企業努力による勤務労働条件の改善、福利厚生施設の整備など働きやすい職場づくりを支援し、U I Jターンや若者の定住による地域の活性化を図る。

5. 観光開発

(現況と問題点)

広域交通網の発達や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活意識、志向は変化しており、こうした社会環境の中で、観光レクリエーションは、日常生活の中で重要な要素として定着してきている。近年の観光レクリエーションは、従来の名所・旧跡等を訪れる観光から、滞在型観光への志向の変化が見られ、本地域においても、観光客をいかに観光地に関連づけていくかが課題となっている。

岡山県は、中四国の交通の結節点であり、高速道路、岡山桃太郎空港など広域・高速交通網が整備されており、県外から多くの観光客が流入している。

こうした状況の中、本地域としては、観光協会の組織強化や民間活力の導入により、豊かな自然、文化財、伝統、テーマパークなど既存観光資源のネットワーク化を進め、年間を通じて多くの人が来訪する観光ルートの設定、観光PR、イベント情報等の提供に努めるとともに、未活用資源の掘り起こしや観光施設・道路等の整備を進める必要がある。

表4 観光資源

区分	観光資源
自然	染色桜、中国自然歩道、血洗の滝、神の宿る木、吉井川・森林（バードウォッチングポイント）など
史跡	岩神のゆるぎ岩、石上布都魂神社、宗形神社、金勢大明神、鴨神社、大仙山城址 など
施設	お笑い赤坂亭、赤坂適塾、利守酒造、赤坂ファミリー公園、赤坂カントリークラブ、赤坂レイクサイドカントリークラブ、山陽ゴルフ俱楽部、赤坂城山親水公園、布都美林間学校、城山公園、竜天文台公園、吉井郷土資料館、是里農村公園、是里ワイン記念館、是里ロッジ、リゾートハウスこれさと、吉井高原、是里森林公園、吉井竜天オートキャンプ場、おかやまフォレストパークドイツの森、これさとワイナリー、明光窯（備前焼窯元）、吉井特産館 など
イベント	春：城山公園まつり 夏：周匝納涼まつり など
その他	伝統行事（岩神大祭、多賀神社大祭、お諏訪祭り、周匝八幡宮秋まつり、宗形神社秋まつり、金勢大明神大祭、鴨神社の大祭 など）

資料：商工観光課

(その対策)

(1) 観光資源の開発、活用

本地域の地理的条件や地域資源を活かした観光開発、観光資源の整備、観光農業促進、農林産物の加工販売などにより、地域経済を支える観光関連産業の振興を図る。

(2) イベントの開催

四季折々に行われる伝統的な祭りや、歴史的な特色を活かした、また、近隣市町と連携した物産展等の各種イベントを通じて、広域的な人的交流と情報の交換を図る。

(3) 観光PRとサービスの向上

積極的な観光PR活動（観光パンフレット、ポスター、インターネット、SNS、観光物産展等）などにより、年間を通じて市内外を問わず、多くの人が気軽に訪れることができるよう情報提供を図る。

また、地域住民が自ら観光アドバイザーとして温かいもてなしができるよう、住民の認識と意識の高揚を図る。

(4) 推進体制の整備

魅力ある観光地の形成を目指すため、観光協会の活動の活性化、組織の強化及び広域的な観光ネットワークの構築により、観光ルートの設定、情報交換、観光PRなどに努める。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 (農業)	県営事業 太田池 堤体工一式	岡山県	吉井地域
		基盤整備 是里 畑管 L=5,500m	岡山県 赤磐市	吉井地域
		基盤整備 黒本田中 ほ場整備 A=10.0ha	赤磐市	吉井地域
		基盤整備 是里 ほ場整備 A=2.0ha	赤磐市	吉井地域
		かんがい排水 東軽部水路 水路改良 L=100m	赤磐市	赤坂地域
		かんがい排水 町苅田樋門 樋門改良 一式	赤磐市	赤坂地域
		ため池、かんがい排水修繕事業 取水施設修繕等	赤磐市	過疎地域
		農業用施設の新設改良	赤磐市	過疎地域
		農業用施設の修繕	赤磐市	過疎地域
	(9) 観光又はレクリエーション	お笑い赤坂亭整備事業	赤磐市	赤坂地域
		赤坂適塾整備事業	赤磐市	赤坂地域
		赤坂城山親水公園整備事業	赤磐市	赤坂地域

	城山公園一体整備事業	赤磐市	吉井地域
	是里ワイナリー改修事業	赤磐市	吉井地域
	竜天オートキャンプ場改修事業	赤磐市	吉井地域
	是里農村公園整備事業	赤磐市	吉井地域
	竜天文台公園整備事業	赤磐市	吉井地域
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	中山間地域等直接支払制度事業	赤磐市	過疎地域
	農地はづらつ集積事業	赤磐市	過疎地域
	多面的機能向上対策事業	赤磐市	過疎地域
	有害鳥獣駆除事業	赤磐市	過疎地域
	松くい虫等防除事業	赤磐市	吉井地域
(商工業・6次産業化)	商工会補助金	赤磐市	過疎地域
	商工業起業家奨励金	赤磐市	過疎地域
	中小企業支援事業	赤磐市	過疎地域
	産業支援業務委託	赤磐市	過疎地域
(観光)	観光振興事業補助金	赤磐市	過疎地域
(企業誘致)	企業誘致立地適地調査事業	赤磐市	過疎地域
	企業誘致等奨励金	赤磐市	過疎地域

6. 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
過疎地域全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記1.から5.におけるその対策及び事業計画のとおり。

第4章 地域における情報化

1. I C Tの活用による地域づくり

(現況と問題点)

情報通信技術の飛躍的発展により、国内はもとより世界規模で情報通信基盤の整備が進み、教育、文化、医療、保健、福祉、行政、産業、防災などの様々な分野において情報化が進んでいる。

しかし、高度情報化社会では、情報を一方的に伝達するだけでなく、双方向の情報のやりとりが可能であり、集積されたデータや諸情報を分析、加工して整理蓄積し、利用者の様々な判断や検討に役立つように環境を整備する必要がある。行政サービスの分野においても、より良質な情報提供により、住民が情報社会の恩恵を等しく享受できる通信基盤整備が求められている。また、情報化が進展する一方で情報格差が生じやすいのも事実であり、情報通信基盤を整備することにより、過疎地域にとっては都市との情報格差を是正する大きな機会の到来でもあると考えられる。

本地域では、全域に防災行政無線を完備しており、これにより行政情報、災害発生時の緊急通報などの情報を戸別受信機と屋外拡声子局を通じて全域に一斉に伝達できる機能を持っている。

また、防災行政無線施設については、施設の充実を図り、きめ細やかな情報提供を行うため、令和元～2年度において、新スプリアス対応に必要な施設の更新を行った。

表1 防災行政無線施設整備状況

1. 遠隔制御局等の設置状況（令和7年4月現在）

区分	遠隔制御局	中継局	屋外拡声子局	延長ビーカー
吉井地域	1基	周匝、戸津野、広戸 3基	13基	0基
赤坂地域	1基	0基	54基	29基

2. 戸別受信機の設置状況（令和7年4月現在）

区分	一般世帯	公共施設	事業所	計
吉井地域	1,672台	95台	39台	1,806台
赤坂地域	0台	59台	10台	69台

資料：くらし安全課

(その対策)

近年の情報通信をめぐる情勢の変化や行政サービスの高度化、多様化、行政改革、地域主権への要請の高まりなど社会変化に適宜適切に対応するため、今後の地域における情報化が重要な課題となっている。特に、過疎・高齢化の進む地域では営利採算性を重視する民間事業者の参入は見込まれず、情報格差はますます進行する。

行政、教育、医療、福祉などの公的分野における高速通信インフラを活用した住民サービスの実現と利便性向上は必要不可欠であることから、平成21～22年度で光ケーブルによるインフラ整備を行った。これにより情報化の遅れは解消しつつあるが、今後光ケーブルを利用した新たな住民サービスの提供も考えていく必要がある。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 (防災行政用無線施設) (テレビジョン放送等難視聴解消のための施設) (その他の情報化のための施設)	防災行政無線整備事業	赤磐市	過疎地域
		難視聴解消事業	赤磐市	過疎地域
		公共ネットワーク機器等更改事業	赤磐市	過疎地域

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 地域高規格道路

(現況と問題点)

県営事業により、中国縦貫自動車道と山陽自動車道を結ぶ自動車専用道路としての地域高規格道路美作岡山道路が計画され、平成5年度から事業着手しており、瀬戸IC～吉井IC、湯郷温泉IC～勝央JCTが開通している。高規格道路網として市内及び周辺都市等を結び、地域の活性化を図るために基幹的道路となることが見込まれており、残る区間である湯郷温泉IC～吉井IC、瀬戸IC～瀬戸JCTの早期完成を要望する声が高い。

(その対策)

美作岡山道路は、中国縦貫自動車道と山陽自動車道を結ぶ高規格道路網を形成する重要な路線であるとともに、県東部地域の産業、経済の振興を図る上で必要な道路であり、今後、関係市町で構成する美作・岡山道路整備促進期成会を通じて、早期完成を県及び岡山市に対して要望する。

(2) 国道・県道

(現況と問題点)

本地域の東部を南北に縦断する国道374号は、平成9年に周匝橋が完成し、全線が改良整備されている。また、東西を横断する国道484号は、塩木地内の交通安全施設事業（歩道設置L=2,200m、W=11.0m）を要望している。

県道は、地域内に主要地方道3路線と一般県道12路線があり、国道と県道を合わせ全長86.4kmで改良率78.0%（県平均83.0%）、舗装率96.4%（県平均98.8%）と道路の整備が遅れている。

主要地方道については、岡山吉井線の仁堀中地内の交通安全施設等整備を要望している。勝央仁堀中線については、未改良区間が多く、吉井竜天オートキャンプ場などが整備されていることから、アクセス道として早急な整備が望まれている。

一般県道については、赤坂地域と吉井地域を結ぶ坂辺吉井線の拡幅を実施しているが、部分的であり、引き続き拡幅の要望をしている。また、山口山陽線の山口地内における橋梁等の拡幅も併せて要望している。一般県道は、他市町との重要な連絡道であるとともに、地域の生活道路として利用されているため、早急な整備が望まれている。

表1 国・県道の整備状況（令和7年4月1日現在）

区分	路線名	実延長(m)	改良済延長(m)	改良率(%)	舗装済延長(m)	舗装率(%)
国 道	374号	4,060.5	4,060.5	100.0	4,060.5	100.0
〃	484号	13,576.3	13,576.3	100.0	13,576.3	100.0
主要地方道	岡山吉井	13,331.2	13,331.2	100.0	13,331.2	100.0
〃	勝央仁堀中	3,298.0	1,676.0	50.8	3,298.0	100.0
〃	御津佐伯	8,574.5	8,511.5	99.3	8,574.5	100.0
一般県道	山口山陽	910.0	910.0	100.0	910.0	100.0
〃	仁堀中御津	2,208.0	1,251.6	56.7	2,208.0	100.0
〃	坂辺吉井	9,442.2	6,323.2	67.0	8,020.8	84.9
〃	酌田沢原	236.1	0.0	0.0	236.1	100.0
〃	周匝久米南	10,906.0	2,955.8	27.1	10,906.0	100.0
〃	藤原吉井	4,156.5	3,369.6	81.1	4,156.6	100.0

〃	矢知赤坂	2,297.5	1,864.5	81.2	2,297.5	100.0
〃	町苅田熊山	2,404.1	2,404.1	100.0	2,404.1	100.0
〃	和気吉井	3,202.0	637.0	19.9	1,555.0	48.6
〃	上二ヶ小鎌	282.5	0	0	282.5	100.0
〃	平岡小鎌	4,257.5	3,362.0	79.0	4,257.5	100.0
〃	備前柵原自転車道	3,244.6	3,173.1	97.8	3,244.6	100.0
計		86,387.5	67,406.4	78.0	83,319.2	96.4

資料：赤坂支所産業建設課・吉井支所産業建設課

(その対策)

国道484号は、交通安全対策として、カーブ修正及び歩道の整備を国・県に対し要望する。

主要地方道勝央仁堀中線及び一般県道については、未改良区間が多く改良率が低いため、幹線道路への連絡道としての機能が果たせるよう早期整備を県に要望する。

(3) 市道

(現況と問題点)

本地域の市道は、1,032路線からなり、総延長492.4kmで、改良済延長は170.8km、改良率34.7%（県平均45.9%）、舗装延長は360.8km、舗装率73.0%（県平均81.2%）と整備の進捗率は極めて低い状況である。中心集落に通じる1級、2級市道の改良率は80.8%、舗装率は98.0%とかなり整備は進んでいるものの、交通量の増加や車両の大型化が進み、二次改良の必要箇所もでてきてている。また、ガードレール、歩道、街灯、カーブミラー等の交通安全施設の整備も進める必要がある。

表2 市道の整備状況（令和7年4月1日現在）

区分	路線数	実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)
1級	18	38,936	33,857	87.0	38,383	98.6
2級	23	49,843	37,833	75.9	48,631	97.6
その他	991	403,597	99,110	24.6	273,810	67.8
計	1,032	492,376	170,800	34.7	360,824	73.3

資料：赤坂支所産業建設課・吉井支所産業建設課

(その対策)

本地域の主要市道（1級、2級）は、集落と国、県道との連絡道であり、住民生活を支える重要な基盤である。また、その他生活道路との有機的な連携と円滑で安全な通行を図るために、重要性、緊急性の高い路線を中心に整備を進めていく。

その他市道については、改良、舗装とも遅れが目立っているが、今後、緊急自動車等の通行不能箇所等、局所的な整備を行う。

さらに、歩道、ガードレール、カーブミラー、落石防止ネットなど安全施設の整備を進め、安全で快適な交通網の確保に努める。

(4) 農道・林道

(現況と問題点)

本地域の農道の総延長は 65,423m であり、地理的条件もあって幅員の狭いものが多く、農業用機械の大型化や農業の生産性向上に大きな障害となっている。舗装済延長は 29,980m、舗装率 45.8% となっており、農業の近代化、効率化、省力化を促進するため、さらなる農道網の整備が急がれる。農産物の流通基盤となる広域的な農道網の整備については、平成 19 年度に中部台地広域営農団地農道、平成 30 年度に備前東部広域営農団地農道が開通し、生産団地の一本化と流通業務の合理化が図られている。

林業の生産基盤となる森林面積は 8,790ha で、地域全体の 68.1% を占めている。この森林資源を有効活用し、林産物の生産性向上を図るため、林道網の整備が望まれている。

(その対策)

土地改良事業等の効率的な活用を図りながら、ほ場の面的整備も含めた農道整備を進め、近代農業に対応できる条件整備を進める。

林産物の安定的生産、森林資源の適切な利用、保全のため、林道の開設改良、舗装事業等の補助制度を活用し、林道網の整備を積極的に行い林業経営の近代化を促進する。

(5) バス

(現況と問題点)

本地域のバス交通は、岡山市と美作市を結ぶ宇野バス（美作線）、赤磐市、美作市、美咲町の 2 市 1 町で「赤磐市広域路線バス（赤磐・美作線）」、赤磐市と和気町で「赤磐市広域路線バス（赤磐・和気線）」、赤磐市単独で赤磐市と JR瀬戸駅を結ぶ「赤磐市広域路線バス（赤磐・瀬戸線）」、デマンド型市民バスを運行している。主に通学、高齢者等の交通手段として利用されているが、自家用車の普及や新型コロナウイルス感染症の影響等を背景として、バス利用者は減少傾向にあり、宇野バス（美作線）では減便が続いている。しかし、利用者にとっては、数少ない移動手段の一つであるため、バス事業者と協力して利用促進、路線の維持に努める必要がある。

また、主要県道や国道などを運行する幹線系統バス路線へは、山間部からのアクセスが必要となっている。特に、本地域は、少子高齢化の進行により、高齢者の通院、買い物など日常生活における交通手段の維持・確保が強く望まれてきたことから、平成 20 年 4 月より、市民バスとして赤磐市で統一した制度で運行を開始した。

赤坂地域では、市民バス（笠岡線・北佐古田線）の利用者数減少に伴い、令和 6 年 1 月からデマンド型市民バス（赤坂地域）の運行を開始した。年間利用者数は令和 6 年度 1,201 人（1 便当たり 1.1 人）となっている。

吉井地域では、平成 24 年 10 月からデマンド型市民バス（吉井地域）の運行を開始し、令和 7 年 4 月から吉井地域全域（7 区域）に拡大して運行している。年間利用者は令和 6 年度 1,742 人（1 便当たり 1.4 人）となっている。

一方で、吉井地域から津山市内へ通学する学生が多く、赤磐市と津山市を結ぶ、津山・柵原・吉井線共同バスを利用し通学している。

表 3 広域路線バス利用状況

赤磐・美作線

（単位：人、便）

区分	年間利用者数	月平均利用者数	年間運行便数	1 便当たり平均利用者数
令和 4 年度	16,564	1,380	2,783	6.0
令和 5 年度	16,592	1,382	2,803	5.9
令和 6 年度	19,190	1,599	3,927	4.9

赤磐・和気線

(単位：人、便)

区分	年間利用者数	月平均利用者数	年間運行便数	1便当たり平均利用者数
令和4年度	3,037	253	2,056	1.5
令和5年度	5,311	442	3,602	1.5
令和6年度	6,853	571	3,602	1.9

資料：政策推進課

表4 市民バス利用状況

赤坂地域

(単位：人、便)

区分	年間利用者数	月平均利用者数	年間運行便数	1便当たり平均利用者数
令和4年度	552	46	588	0.9
令和5年度	565	47	698	1.0
令和6年度	1,201	100	1,061	1.1

吉井地域

(単位：人、便)

区分	年間利用者数	月平均利用者数	年間運行便数	1便当たり平均利用者数
令和4年度	1,114	92	826	1.3
令和5年度	1,326	110	962	1.4
令和6年度	1,742	145	1,223	1.4

資料：政策推進課

(その対策)

本地域においては、バスは生活に密着した交通手段であり、自らの交通手段を持たない人の生活の足として重要な役割を持っている。公共交通高齢者・障害者運賃割引事業等を通じて交通機関の利用を促進し、バス事業者の経営安定化を図っていく必要がある。

さらに、市民バスは、バス事業者と連携を図り、利用者の意向に沿うよう、路線全体の見直しを図っていく。

また、広域路線バスは、沿線市町と密接な連携を図り、関係機関と協議し、多様な交通手段の確保等、環境整備の充実を推進していく。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	東窪田線（舗装） L=236m, W=3.0m	赤磐市	赤坂地域
		ハツ塚奥線、ハツ塚中央線（舗装） A=118m ²	赤磐市	赤坂地域
		矢道線（舗装） L=230m, W=2.6m	赤磐市	赤坂地域
		陽平線（改良） L=60m, W=2.5m	赤磐市	赤坂地域
		慶近線（改良） L=3m, W=3.0m	赤磐市	赤坂地域
		国佐古線（改良） L=100m, W=3.0m	赤磐市	赤坂地域

	(橋りょう)	長田北線 (改良・舗装) L = 668m, W = 5.0m	赤磐市	吉井地域
		丸山線 (改良・舗装) L = 200m, W = 5.0m	赤磐市	吉井地域
		河原屋は里線 (改良・舗装) L = 1,000m, W = 5.0m	赤磐市	吉井地域
		桂本山線 (改良・舗装) L = 2,400m, W = 5.0m	赤磐市	吉井地域
		長谷線 (改良・舗装) L = 180m, W = 7.0m	赤磐市	吉井地域
		広高下才ノ鼻線 (改良・舗装) L = 600m, W = 5.0m	赤磐市	吉井地域
		福近線 (改良・舗装) L = 200m, W = 5.0m	赤磐市	吉井地域
		草生中央1号線 (改良) L = 100m, W = 3.0m	赤磐市	吉井地域
		大松線 (舗装) L = 800m, W = 3.0m	赤磐市	吉井地域
		国広線 (改良・舗装) L = 1,000m, W = 5.0m	赤磐市	吉井地域
		小滝線 (改良・舗装) L = 2,500m, W = 5.0m	赤磐市	吉井地域
		周匝黒本線 (改良・舗装) L = 130m, W = 5.0m	赤磐市	吉井地域
		滝山裏道線 (改良・舗装) L = 100m, W = 5.0m	赤磐市	吉井地域
		国広土師方線 (改良・舗装) L = 1,000m, W = 5.0m	赤磐市	吉井地域
		橋梁長寿命化計画事業 更新、断面修復、塗替等	赤磐市	過疎地域
		道路法面工、土工構造物、道路 附属物 修繕事業	赤磐市	過疎地域
		市道舗装補修事業 舗装打替等	赤磐市	過疎地域
		交通安全施設整備事業 カーブミラー、ガードレール、 区画線、案内標識等	赤磐市	過疎地域
	(2) 農道	北佐古田農道 (改良) L = 165m W = 2.5m	赤磐市	赤坂地域
		由津里農道 (舗装) L = 30m W = 2.5m	赤磐市	赤坂地域
		由津里農道 (改良) L = 150m W = 2.5m	赤磐市	赤坂地域
		中畑農道 (舗装) L = 70m W = 2.5m	赤磐市	吉井地域

	(橋りょう) (その他)	橋梁長寿命化計画事業 更新、断面修復、塗替等	赤磐市	過疎地域
		道路法面工、土工構造物、道路 附属物 修繕事業	赤磐市	過疎地域
		農道舗装補修事業 舗装打替等	赤磐市	過疎地域
		交通安全施設整備事業 カーブミラー、ガードレール、 区画線、案内標識等	赤磐市	過疎地域
	(3) 林道 (橋りょう)	高星線開設 (開設・改良・舗装) L = 3,400m, W = 4.0m	赤磐市	吉井地域
		橋梁長寿命化計画事業 更新、断面修復、塗替等	赤磐市	過疎地域
		道路法面工、土工構造物、道路 附属物 修繕事業	赤磐市	過疎地域
		林道舗装補修事業 舗装打替等	赤磐市	過疎地域
		交通安全施設整備事業 カーブミラー、ガードレール、 区画線、案内標識等	赤磐市	過疎地域
	(6) 自動車等	バス車両購入事業	赤磐市	過疎地域
	(9) 過疎地域持続的発展特 別事業 (公共交通)	市民バス運行事業	赤磐市	過疎地域
		広域路線バス運行事業	赤磐市	過疎地域
		共同バス運行事業	赤磐市	吉井地域
		公共交通高齢者・障害者運賃割 引事業	赤磐市	過疎地域

第6章 生活環境の整備

1. 快適な環境整備

(1) 住宅

(現況と問題点)

本地域の住宅事情は表1のとおりで、持ち家世帯は2,602世帯（令和2年）で持ち家率91.7%である。

公営住宅の現有戸数は、表2のとおり218戸で、入居可能戸数に対し、ほぼ100%の入居率である。本地域は、岡山市まで40～60分、津山市まで30～50分の位置にあり、道路網の整備により通勤圏ではあるが、地理的条件から、岡山・津山両経済圏の拡大による宅地・住宅需要を受けるだけの立地優位性は低い。したがって、ベッドタウン的な量的供給よりも、地域の特性を活かした“ゆとり”“安らぎ”“安全と快適”を基本とした良質な住まいを供給することが重要である。

表1 過疎地域の住宅状況

区分		世帯数(世帯)	世帯人数(人)	一世帯当たり人数(人)
住宅に住む一般世帯		2,837	6,943	2.45
住宅の内訳	持ち家	2,602	6,396	2.46
	公営借家	108	261	2.42
	民間借家	81	183	2.26
	給与住宅	17	34	2.00
	間借り	29	69	2.38

資料：令和2年国勢調査

表2 公営住宅の設置状況（令和7年3月末現在）

団地名	所在地	構造	建設年度	戸数
小原	赤磐市小原	木造平屋建	昭和39年度	2
町苅田	赤磐市町苅田	簡易耐火平屋建	昭和40年度	6
		簡易耐火平屋建	昭和41年度	8
		簡易耐火平屋建	昭和44年度	8
東窪田	赤磐市東窪田	簡易耐火平屋建	昭和44年度	12
		耐火二階建	平成2年度	2
		耐火二階建	平成3年度	4
		耐火二階建	平成4年度	4
西軽部	赤磐市町苅田	簡易耐火平屋建	昭和46年度	6
	赤磐市西軽部	簡易耐火平屋建	昭和45年度	15
坂辺	赤磐市坂辺	木造平屋建	平成2年度	3
		木造平屋建	平成3年度	2
安岡	赤磐市坂辺	鉄骨二階建て	平成9年度	4
仁堀	赤磐市仁堀中	簡易耐火平屋建	昭和46年度	4
		簡易耐火平屋建	昭和47年度	4
		簡易耐火平屋建	昭和48年度	4
		木造平屋建	平成5年度	14
		木造平屋建	平成6年度	6

福田	赤磐市福田	簡易耐火平屋建 簡易耐火平屋建 簡易耐火平屋建 簡易耐火平屋建 木造平屋建 木造平屋建 木造平屋建 木造平屋建	昭和 46 年度 昭和 47 年度 昭和 48 年度 昭和 49 年度 昭和 62 年度 昭和 63 年度 平成元年度 平成 2 年度	12 8 8 4 10 10 12 12
高浜	赤磐市周匝	簡易耐火二階建	昭和 52 年度	8
川平	赤磐市周匝	木造平屋建	昭和 58 年度	10
庄谷	赤磐市黒本	簡易耐火二階建 簡易耐火二階建	昭和 58 年度 昭和 59 年度	6 10
計	11 団地			218

資料：建設課

(その対策)

① 公営住宅

公営住宅は、真に住宅に困窮する者に対し、良好な居住環境を備えたものを的確に供給する必要がある。老朽化した公営住宅については、用途廃止又は建替え等を計画している。

② 宅地

宅地の造成は、土地利用計画に基づき計画的に推進し、良好な居住環境の確保と各種の生活関連施設が整備された優良な宅地を供給し、定住による地域経済の活性化、地域の活力向上を図るため、昭和 63 年度に周匝地区に 4 区画、平成 10 年度に坂辺地区に 29 区画、平成 12 年度に周匝地区に 4 区画、仁堀中地区に 22 区画の分譲宅地を整備した。現在 26 区画が入居している。社会経済情勢に対応した定期的な価格の見直しと奨励金交付により販売促進を図る。

(2) 水道

(現況と問題点)

水道事業経営の安定と水道サービスの向上を図るため、平成 29 年度に吉井地域の簡易水道事業を水道事業へ統合している。しかしながら、過疎化に伴い将来の水需要は減少を続け、受益者負担の原則に基づく経営が困難になりつつある。一方、激しい高低差など地理的制約を受けるため、ポンプ場などの施設を多く抱え、長大な配水管とともに維持管理に係る経費も多大であり、それら施設の多くは老朽化し更新が必要となっている。

また、水道事業への統合は経営統合のみであり事業統合はなされていないため、管路は連絡されてもおらず、非常時におけるライフラインの確保がなされているとは言いがたい。そのため、将来にわたり水道法に定める「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること」が困難になる恐れがある。

(その対策)

① 施設の更新と機能の向上

水道施設の更新は、浄水施設、ポンプ場など計画的な更新が望ましく、機器等の更新に併せて機能の向上や安全性の充実を考慮した整備を行う。

また、老朽管の更新は、耐震性向上、漏水防止、赤水発生防止等に極めて有効な施策であり、基幹改良事業により計画的に進めていく。

② ライフラインの確保

現在の経済社会においては、水道の給水制限や断水は住民の日常生活や地域経済に重大な影響を与える。このため、渴水期、災害時などにおいても安定供給を行うため、各間で給水が融通できるよう連絡管を計画していく。

③ 安全な水道

水の安全性は、水道事業にとって最も重要な問題であるが、環境の悪化による河川、地下水の水質汚濁は年々深刻化してきている。水質検査や施設整備に万全を期すことにより、安全で良質な水の確保を図る。

(3) 下水道

(現況と問題点)

下水道は、雨水排除による浸水の防止、污水の排除、トイレの水洗化という生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するための日常生活に不可欠で重要な施設である。

また、下水道整備による利便の享受を可能にすることは、住民が健康で快適な生活を営んでいくためのナショナル・ミニマムと認識されている。

本市における公共下水道計画は、合併前の旧 4 町ごとに山陽処理区（旧山陽町）、赤坂処理区（旧赤坂町）、熊山処理区（旧熊山町）、吉井処理区（旧吉井町）が位置づけられていたが、赤坂地域については、事業未着手であったため、平成 17 年 3 月の合併を機に赤坂処理区の一部を山陽処理区に統合する全体計画の見直しが行われ、令和 3 年度より赤坂地域への整備を順次進めている。吉井地域では、平成 4 年度に下水道整備構想を策定し、これに基づき財源の確保を図りながら、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業により、下水道整備を計画的に進めている。なお、吉井地域における下水道の整備状況は以下のとおりである。

公共下水道事業については、平成 8 年 2 月に周匝地区を中心とした人口密集地 49ha の事業認可を受け事業着手した。平成 11 年度には処理区域を 112.5ha に拡大し、平成 19 年度に整備が完了した。

農業集落排水事業については、仁堀地区に整備構想が策定されており、平成 12 年度に事業採択され、平成 15 年度から管路工事に着手し、平成 18~19 年度に処理施設工事を行い、平成 20 年度末の一部供用開始を行い、平成 21 年度で完了した。

合併処理浄化槽設置整備事業については、民家の点在地区の生活排水を処理するため、平成 8 年度より補助金制度を設け整備の促進を図ってきた、令和 3 年度より赤坂地域を含めた両地域において事業を推進していく。

また、吉井地域では平成 10 年 10 月の台風 10 号で甚大な被害を受け、激甚災害特別対策事業による吉井川堤防及び滝山川下流の堤防嵩上げ工事が平成 15 年度に完成し、平成 18~19 年度に滝山川第 2 ポンプ場の新設、平成 20 年度には福田排水機場のポンプ増設を、平成 21 年度には福田上窪ポンプ場の新設を行ったが、雨水処理についてもさらなる整備が必要である。このため、草生排水区 27.1ha、周匝排水区 3.5ha、滝山川左岸排水区 13.4ha、右岸排水区 5.4ha、番念寺排水区 74.1ha の整備を優先的に進める必要がある。

(その対策)

本地域において、次の事業を推進し、快適な生活環境の実現を図る。

① 公共下水道事業の推進

下水道整備構想に基づき、整備を促進する。

表3 公共下水道事業

事 業 名	事 業 概 要
公共下水道事業	計画区域 146ha における管路新設 雨水排水ポンプ場建設 雨水処理 123.5ha

資料：上下水道課

② 合併処理浄化槽設置整備事業の促進

公共下水道事業、農業集落排水事業によって整備される地域を除いて、合併処理浄化槽を設置し整備する。

表4 合併処理浄化槽設置事業

事 業 名	事 業 概 要
合併処理浄化槽設置整備事業	小型合併処理浄化槽の設置 計画処理人口 1,150人

資料：上下水道課

(4) ごみ・し尿処理

(現況と問題点)

① ごみ

住民生活の多様化と生活水準の向上に伴い、排出量は少しずつ減少しているものの、その量は依然多く、ごみ問題は生活面、生産面において停滞化をもたらしかねない要因として大きな社会問題となっているため、家庭や企業におけるごみの減量化を促進する必要がある。

本地域におけるごみ処理は、昭和41年より和気北部衛生施設組合に加入し、平成26年3月まで共同で収集処理していたが、平成26年4月から赤磐市環境センター（エコプラザあかいわ）で処理している。今後も再生利用の促進を図り、循環型社会の構築を推進する。

② し尿

し尿処理は、和気・赤磐環境衛生施設組合（令和7年3月まで和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合）に加入し、共同で収集処理している。本地域において策定している下水道整備構想と、し尿処理組合の施設整備計画との整合性を図りつつ、環境面に配慮した処理を推進する必要がある。

表5 し尿収集及び処理の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理計画人口(人)	2,823	2,670	1,678	1,523	1,283
処理収集人口(人)	2,823	2,670	1,678	1,523	1,283
年間排出量(kl)	2,261.7	2,220.0	2,219.9	2,250.0	2,196.8
年間収集処理量(kl)	2,261.7	2,220.0	2,219.9	2,250.0	2,196.8
年間収集処理率(%)	100	100	100	100	100

資料：環境課

表6 凈化槽新規設置の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合併処理浄化槽（基）	3(16)	8(20)	21(29)	15(28)	10(16)
単独処理浄化槽（基）	-	-	-	-	-

() 全体数

資料：上下水道課

(その対策)

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき、ごみ、し尿・浄化槽汚泥の適正な処理に努める。

① ごみ

ア 住民意識の高揚

ごみ問題の現状について、広く住民に情報公開し、住民一人ひとりの認識を深め、ごみの減量化に努めるとともに、リサイクル可能な資源として分別収集を推進し、ごみの再資源化を促進する。

イ 汚泥処理技術の導入

今後、下水道事業の供用開始、合併処理浄化槽の普及に伴い発生する下水汚泥、合併処理浄化槽汚泥の処理については、より一層の適正な処理を行う。

② し尿

快適な生活環境の保全と環境衛生の向上を図るため、全地域の水洗化を目指して公共下水道・集落排水・合併浄化槽の普及に努める。水洗化のできない地域においては、吉井浄化センター及び和気・赤磐環境衛生施設組合の利用を図る。

(5) 環境保全

(現況と問題点)

地球温暖化を含めた地球環境の保全問題に対する国民一人ひとりの責任が問われる現代において、住民の環境保全に対する認識を深め、恵み豊かな環境を次の世代に承継していくために、地域の緑豊かで、清流の流れる自然の保護・保全に努めるとともに、廃棄物の適正処理と再資源化、大気・水質の保全を図り、ゼロエミッション社会の構築による持続的発展が可能な社会を創造していくことが求められている。

本地域においても、生活環境の多様化に伴い、水質の汚濁、騒音、振動、廃棄物の不法投棄等による環境の悪化が懸念されるとともに、住民の環境保全に対する意識の高揚と保全活動への参加・協力が求められている。

(その対策)

- ① 人と自然との共生を目指し、豊かで清らかな水と緑の保全活用を図るとともに、貴重な動植物の保護に努める。
- ② 廃棄物の適正処理を進めるとともに、廃棄物の発生抑制と減量化、再資源化を地域社会の責任として考え、リサイクルを中心としたゼロエミッション社会の実現を目指す。
- ③ 環境保全に対する意識の高揚を図るため、環境衛生協議会等の連携により、美化運動の促進を図るとともに、住民、企業、行政がそれぞれの責任において環境保全に努める。

(6) 火葬場

(現況と問題点)

火葬場は、昭和51年に旧柵原町、旧吉井町、旧英田町で一部事務組合を設立し、共同運営している。市民は、一部事務組合又は近隣の市町が経営する火葬場を利用しているが、その利用料金は施設

ごとに異なり市民負担に格差が生じている。

(その対策)

赤磐市内に火葬場がなく市民負担に格差が生じているため、火葬補助金を交付することにより市民負担を平準化し、不均衡是正に努める。

2. 安全な環境整備

(1) 消防・防災

(現況と問題点)

住民が安全かつ利便で快適な生活を営むためには、自然災害・人為的災害の危険から住民を守ることが基本的な条件である。近年、社会環境の変化について、災害も複雑化、多様化しており、これに的確に対応できる予策や体制整備、また、近年増加している救急事案に対しての体制強化も喫緊の課題である。

赤磐市消防本部は平成19年から赤磐市の消防部局として事業を開始し、本地域である赤坂地域においては消防本部・署（赤磐市津崎）が対応し、吉井地域にあっては北出張所（赤磐市稻蒔）を置き、常備消防体制を確立している。

本地域の消防体制は、常備消防と非常備消防団との相互協力により、迅速かつ効率的な消防活動を実施している。

しかし、人口減少と高齢化が進む本地域では、消防団の担い手となる若者が減少し、団員の高齢化が進行している地域があり、団員の地域外就労も多いことから、昼間の出動体制が不備になる恐れもある。消防施設の整備のみならず、十分に団員を確保した上で、防火思想の高揚と防火意識の徹底なども図っていく必要がある。

また、昭和62年度に防災行政無線施設が地域内全域に完備され、吉井地域においては戸別受信機を全戸に配布したことにより、気象予報や警報、災害（火災・風水害等）時の緊急通報、避難誘導などに効果を上げており、迅速な対応により被害を最小限に止めている。令和3年度には高機能消防指令施設を更新し119番通報の受付から災害対応、情報管理までを統合的に行うことで、迅速で正確な対応が可能となっている。

表7 常備消防・赤磐市消防本部の整備状況（市全域、令和7年4月1日現在）（単位：台）

	合 計	指 揮 車	化 学 車	タ ン ク 車	ポ ン プ 車	救 助 工 作 車	資 機 材 搬 送 車	救 急 車	査 察 車	広 報 車	人 員 搬 送 車	連 絡 車	防 災 活 動 車	二 輪 車
本 部	6	1							1	1	1	1	1	
本 署	12	1	1		3	1	1	3					1	1
東出張所	5			1	1		1	1						1
北出張所	4				1		1	1						1
合 計	27	2	1	1	5	1	3	5	1	1	1	2	1	3

資料：消防本部

表8 非常備消防（消防団）の編成状況（令和7年4月1日現在）

区分	赤坂方面隊	吉井方面隊	計
分団数	3	5	8
消防団員	176	188	364
自動車ポンプ	2	1	3
可搬ポンプ付積載車	18	16	34
可搬ポンプ	18	19	37
40 m³級防火水槽	19	74	93

資料：消防本部

表9 火災発生状況

区分	火災発生件数	建 物	林 野	その他の
		件 数	件 数	件 数
令和2年	5	1	1	3
令和3年	15	5	1	9
令和4年	11	3	4	4
令和5年	25	6	2	17
令和6年	9	5	1	3

資料：消防本部

（その対策）

① 消防力の強化

本地域の総面積は 129.06 km²と広く、山間で急峻な地域が多いことから、機動力の強化を図る必要があり、高機能消防指令施設（消防救急デジタル無線設備）の活用、高規格救急自動車の更新により常備消防体制を充実させる。さらに、高齢化による救急件数の増加に対応するため、救急隊の増隊を含む出動体制の見直しを図り、最大限の効果を發揮できるよう、装備の近代化と体制の効率化を進める。

消防水利については、地理的条件を勘案し、自然水利との組み合わせによる効率的な防火水槽の設置を図る。また、団員の待遇の改善と教育訓練により、団員の資質向上に努めるとともに、災害協力団員の積極的な入団を促し団員数の確保に努める。

② 予防対策

火災をはじめ、あらゆる災害を未然に防止するため、防災知識の向上、火災予防意識の高揚と啓発普及に努め、さらに予防査察の強化、消防用施設等の整備点検等きめ細かな指導を行う。また、地域での自主的防災組織の育成強化を図る。

③ 防災対策

災害対策基本法第42条の規定に基づき策定した地域防災計画を踏まえ、住民に対し災害時の心得等の周知徹底を図るとともに、住民が主体となった地区防災計画の作成等を支援する。また、河川、農業用施設の改修促進や、地すべり、崖崩れなど危険箇所の調査把握、保全に努め、住民の生命、財産を保護する災害予防対策を推進する。さらに、災害時の情報の収集伝達が円滑かつ的確に行われるよう、防災行政無線等を活用すると共に、実施、資機材の充実、事前備蓄の確保や防災施設整備などきめ細やかな施策の展開を図る。

（2）交通安全

（現況と問題点）

交通安全対策は、人命尊重を基本理念とした、安全で住みよい生活環境づくりにおいて極めて重要

な課題である。

本地域における人身事故の発生状況は、事故件数・傷者とも減少傾向にあるものの、事故の大半は国道374号と国道484号で発生している。国道374号は、中国縦貫自動車道と山陽自動車道とを結ぶ主要幹線道路である。国道484号は、岡山桃太郎空港へ続く幹線道路である。線形の悪い国道484号の峠部や岡山吉井線から、美作岡山道路への交通の転換により、地域の交通導線の変動が見込まれる。

本地域においては、吉井ICで国道484号と連結し、貨物車・バスなど大型車両の増加が見込まれ、交通安全対策としての道路改良・交通安全施設等の整備が望まれる。

運転免許保有者の高齢化により、潜在的な危険はさらに高まることが予想されるため、今後、交通安全対策として交通マナーの向上、交通安全意識の高揚など、道路及び交通環境の整備と併せて、行政と住民が一体となって交通安全対策に積極的に取り組む必要がある。また、県内各地、地域内に多くの観光スポットが開設されており、交通量が大幅に増加している。

(その対策)

① 交通安全施設の整備

歩行者、自転車などの安全確保を図るため、危険箇所、事故多発地点、事故発生原因などの分析を基に、ガードレール、歩道、街灯、カーブミラーなどの施設整備を積極的に行う。

② 交通安全教育の推進

住民の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会、学校、企業、警察などの関係団体と協力し、幼児から高齢者にいたるまでの広範囲にわたる段階的・体系的な交通安全教育を行い、交通モラルの高揚と実践に努める。特に、夜間の事故防止、高齢者の事故防止のため、反射材の普及と啓発を行う。

(3) 地域安全

(現況と問題点)

現在本地域における事件・事故の発生は少なく、比較的平穏な状況にあるが、道路整備による交通量の増大など地域社会の変化により、今後、犯罪・事故などの増加が懸念される。

そのため、地域住民、行政、学校、企業、警察などが一体となって犯罪・事故などの未然防止に努め、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進することが重要な課題となっている。また、老朽化が著しい公共施設は、倒壊の危険や防犯上の懸念から、早期の除却が求められている。

(その対策)

① 地域安全に関する啓発活動の推進

赤磐市安全で住みよいまちづくり条例に基づき、安全意識の高揚を図るための啓発活動を推進する。

② 安全で住みよいまちづくり推進基盤の整備

地域ボランティア活動の充実を図るため、積極的な財政支援に努める。

③ 地域安全活動の積極的推進

関係機関及び関係団体との連携を強化し、地域住民による自主活動の促進、相談の受理、防犯灯や防犯カメラの設置など、地域安全活動を積極的に推進する。

④ 不用公共施設の除却の推進

老朽化が著しい施設について計画的に除却を進め、地域の安全確保に努める。

(4) 治山・治水

(現況と問題点)

本地域は、多くの緑に囲まれ、恵まれた自然環境にある。その反面、急峻な山地も多く、これらの

山地を源に持つ中小河川が集中している。赤坂地域は県一級河川の砂川、吉井地域は県下三大河川の吉井川が流れ、古くから山地、河川とともに発展してきたが、梅雨時期や台風時には大きな被害をもたらし、自然災害に対する安全性は決して十分とは言えない。

(その対策)

① 治山

松くい虫の被害や管理不足等により、木材、林産物の供給や水源かん養などの森林機能が低下している。森林機能の回復を図るため、改植・補植や人工林の除間伐等を推進するとともに、土砂流出を防止する治山工事に努める。

② 治水

地域住民の生命・財産の保護と魅力ある郷土を保全するため、山間部においては、雨水の保水力を高めるための棚田の保全、広葉樹の植林など治水事業による整備を促進し、平野部においては、自然に優しい河川改修を推進していく必要がある。

特に吉井川沿川の地域については、平成 10 年 10 月の台風 10 号により甚大な被害を受け、激甚災害特別対策事業により吉井川堤防の嵩上げ工事を実施し、平成 18 年～19 年度に滝山川第 2 ポンプの場新設、平成 20 年度に福田排水機場のポンプ増設を、平成 21 年度には福田上窪ポンプ場の新設を行ったが、さらに雨水排水施設の整備を図る必要がある。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 (上水道)	基幹的施設改良・新設	赤磐市	過疎地域
		配水管改良事業 配水管、連絡管改良・新設・更新	赤磐市	過疎地域
	(2) 下水処理施設 (公共下水道) (農村集落排水施設) (地域し尿処理施設)	計画区域 146ha における管路新設	赤磐市	過疎地域
		雨水対策事業	赤磐市	過疎地域
		排水ポンプ設置	赤磐市	過疎地域
		合併処理浄化槽設置 100 基	赤磐市	過疎地域
	(5) 消防施設	消防施設整備事業 自動車ポンプ・可搬ポンプ付き 積載車・可搬ポンプ・防火水槽 他	赤磐市	過疎地域
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	火葬補助金交付事業	赤磐市	過疎地域
	(8) その他	準用河川整備事業	赤磐市	赤坂地域
		普通河川事業	赤磐市	過疎地域
		防災施設整備事業 防災施設・備蓄施設整備、拡充	赤磐市	過疎地域
		防犯対策事業 防犯灯設置・交換	赤磐市	過疎地域
		交通安全施設整備 ガードレール、歩道、街灯、カーブミラー等設置、修繕	赤磐市	過疎地域

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

1. 子育て支援・児童等福祉

(現況と問題点)

次代の社会、家庭を担う子どもが心身ともに健やかに育っていくには、妊娠期から子育て期に応じた切れ目のない支援による子育て家庭の不安や負担の軽減、また家庭の温かい育み及びより良い社会環境の構築が必要である。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進している。

本地域では、現在4保育園等で保育内容の充実とともに施設の整備を図っているが、近年、少子化により園児数が減少傾向となっていることから統廃合とともに、教育と保育の両機能を提供でき、地域の子育て支援を担う認定こども園への移行も求められている。

また、子育て支援・充実を図るため周匝保育園に併設された赤磐市吉井子育て支援センターなどには、子育て相談、保護者同士のつながり作りや地域との交流活動、放課後児童健全育成事業など保護者の多様なニーズに対応した運営が求められている。

保護者の共働きの増加や核家族化による、放課後児童クラブの利用者が増加しており、その充実や放課後の児童の安全な場所の確保も求められている。

ひとり親家庭は、家事や子どもの養育など多くの困難を抱えており、経済的、社会的に不安定な状況に置かれるがちで、安定した生活、経済的・精神的自立を促進するための施策が望まれる。今後、児童手当、児童扶養手当の支給に加え、関係機関・団体、ボランティアグループ、地域住民などが連携したサポート体制の整備により、子育ての不安など、問題をケアできる相談体制の充実が必要である。

表1 保育所園児の推移（基準日：4月1日）

(単位：人)

区分	周匝保育園	黒本保育園	佐伯北保育園	仁美保育園	赤坂ひまわりこども園	計
令和3年	19	12	18	13	91(10)	153(10)
令和4年	32	—	13	7	93(8)	145(8)
令和5年	31	—	14	9	93(10)	147(10)
令和6年	27	—	12	13	81(6)	133(6)
令和7年	35	—	11	10	79(8)	135(8)

() は1号(幼稚園部)

資料：子育て支援課

(その対策)

① 子育て支援の充実

- ア 子どもが安全に伸び伸びと遊べるスペースを確保するため、校庭や体育施設を広く開放するとともに、地区住民の協力により、子どもの人口に適した広場を身近な地域に整備する。
- イ 子どもの自立を図るため、子ども会、スポーツ少年団など児童の文化活動や自主的活動を助長し、その拠点づくりと指導者の養成を推進する。
- ウ 家庭、地域、保育園等、放課後児童クラブなどの有機的連携をもとに、地域ぐるみで子どもの健全育成を推進する。
- エ 就労形態の変化に伴い、多様化する保育需要に対応するため各保育園等において、それぞれ特色ある運営を行い、乳幼児の健全育成に努める。

- 才 「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっている中で、民生・児童委員、主任児童委員が地域において児童、妊産婦の福祉に関する相談、援助活動を推進していく。
- カ 少子化対策の一環として、家庭における男女の役割分担を見直し、家事や育児への男女共同参画を推進する。地域においては、子育てを支援する児童保育の充実を図りながら、子育てを行う者の育児相談・相互交流の場として子育て支援センターの活用を図る。

② 子育て環境の整備

少子化により園児数が年々減少傾向となっている保育園の統廃合について、地域や保護者の意向を把握・調整するとともに、再編に必要となる施設の整備を図る。また、認定こども園への移行についても検討を行う。

③ 子育て世帯に対する経済的支援

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため児童手当を支給するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減に向け、児童福祉施設の利用にあたり障害児や多子世帯等を対象とした保育料軽減などの経済的な支援を行う。

④ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の実態を把握し、必要に応じて生活指導、就業指導等の充実を図る。さらに経済的・精神的自立を援助するため、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の有効活用を指導するとともに、母子・父子自立支援員や民生・児童委員、主任児童委員による相談機能の強化を図る。

2. 高齢者福祉

(現況と問題点)

少子高齢化に直面するわが国は、かつてない超高齢社会となっており、労働人口の高齢化や社会保障費の負担増、さらには、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者など支援を必要とする高齢者の増加が懸念される。

本地域の令和7年3月末現在の高齢化率は、46.6%（住民基本台帳人口）となっており、その対応は差し迫った課題となっている。また、高齢化の問題は単に高齢者だけの問題にとどまらず、各年代にわたり共通した課題であり、行政はもとより家族や地域、団体、企業など住民が一体となって、高齢者が健康で生きがいを持って社会参加でき、その知識・技能が活かされる社会システムを構築し、生涯現役社会の実現を図っていくことが必要である。

(その対策)

① 健康の保持と増進

高齢者の健康管理を行うため、健康相談、健康診査及び予防活動の拡充を図り、疾病の早期発見、早期治療に努める。

また、積極的に健康を維持増進するために栄養面、生活面における相談など、指導体制を充実させるとともに、自分の健康は自分で守るという自主的な健康管理を奨励する。社会福祉協議会との連携による各種の座談会、教室、相談事業等を開催し、保健・医療・福祉の連携を図りながら健康づくりを推進する。

② 生きがい対策の充実

明るい活力ある長寿社会の実現に向け、高齢者が家庭・地域・企業など社会の各分野において長年培ってきた知識・技術・経験を活かし、生涯現役で生きがいの持てる高齢者の自立社会の構築を図る。そのため、老人クラブの育成援助、生涯学習の推進、軽スポーツ・レクリエーションの振興や共同での生産活動を積極的に推進し、地域社会への参加意識の高揚に努める。

③ 安定した生活対策

高齢者の生活の安定は、公的年金が中心的役割を担うものであるため、適正な年金制度の確立を国に対して要望する。また、健康で働く意欲のある高齢者が、豊かな人生経験、知識、技術を有効

に活用できる就労の場の確保に努める。

④ 在宅高齢者対策

高齢になると、家族や地域とのふれあいが大切な意味を持つようになり、長年住み慣れたところでいつまでも暮らすことは、高齢者が日常生活を営む上で大切である。またそのことが高齢者の生きがいにもつながるため、地域福祉ネットワークなどの援助体制を整備し、きめ細やかなサービスの提供に努める。

さらに医療と介護の両方を必要とする高齢者を地域で支えていくためには、在宅医療と介護事業者が提供する介護サービスなどが一貫性をもって提供されることが重要である。そのため、高齢者の退院支援や日常の療養支援、急変時の対応など医療と介護の連携が行えるよう、地域包括ケアシステムの強化を図っていく。

要介護認定を受けていないひとり暮らし高齢者や日中独居高齢者、高齢者のみの世帯などのいわゆる見守りが必要な高齢者への介護予防、生活支援に重点を置き、介護予防サービスや老人福祉サービス・健康増進事業と組み合わせながら、地域ボランティア組織、老人クラブ等との連携により展開していく。

⑤ 地域住民参加による支援体制の構築

増大、多様化する保健、福祉需要に対応していくためには、公的サービスのみでは十分対応しきれない部分があり、地域住民が主体となった住民参加の福祉サービスが必要である。

このため、社会福祉協議会や民生・児童委員、愛育委員、栄養委員、ボランティアグループの育成・指導に努め、寝たきりやひとり暮らしなど援助が必要な高齢者を地域住民や各種団体などが一体となって支援する体制の整備に努める。

3. 障害者（児）福祉

(現況と問題点)

障害者の福祉、年金、就労、社会環境などの改善が重要視され、施策が講じられてきたが、まだ十分とは言えず、中でも核家族化、高齢化の進行による在宅障害者の家庭内における介護が大きな問題となっている。障害者の福祉対策は、年金の充実、医療費の公的負担に加え、在宅障害者に対する障害福祉サービスの充実など細部にわたる福祉を強化していく必要がある。

今後、障害者が自立し、地域で安心して暮らせるよう、働く場（就労施設）や住み慣れたところで生活できるグループホーム等の施設設置が望まれている。

表2 障害者手帳所持者数（令和7年3月末現在）

（単位：人）

区分	身体障害	知的障害	精神障害	合計
令和7年	1,498	468	383	2,349

資料：社会福祉課

(その対策)

- ① いきいきと安心して暮らせるまちづくりを推進するため、障害者自立支援協議会と連携し障害に対する正しい知識と障害者に対する一層の理解が深まるよう努める。
- ② 障害福祉サービスの充実や、ボランティアによる温かい援護活動を推進する。
- ③ 障害者が安心して生活できるよう、公共施設の改善や環境整備を推進し、施設のバリアフリー化を図る。
- ④ ハローワークと連携を図りながら、障害者の自立と社会参加を促進する。障害の種類・程度に応じた職業の斡旋を行う。
- ⑤ 障害の早期発見と早期療育に努める。乳幼児の健康診査等を通して関係機関と連携することで

実施する。

- ⑥ 障害者の人権に配慮した医療の確保、社会復帰、社会参加の促進を図るため、担当職員の資質向上、専門従事者の確保等に努めるとともに、各医療・福祉機関との連携により必要な施策の充実に努める。

4. 社会保険・介護保険

(1) 国民健康保険

(現況と問題点)

国保事業の運営については、被保険者の高齢化と医療の進歩等による高額化により、年々医療費が大幅に増加し、国保財政を圧迫している一方で、勤労所得のある年齢層の被用者保険への移行や所得の減少により、税軽減対象世帯が増加となり、歳入の確保が難しくなっている。医療費の抑制が現在の課題であり、それに向けた特定健診受診率の向上及び保健指導の充実に積極的に取り組む必要がある。

(その対策)

今後は、データヘルス計画により分析した診療内容・健診等の情報を基に、本地域の健康課題に応じた保健事業に取り組み、被保険者の健康に対する意識の普及・高揚を図り、医療費適正化を推進することで、国保財政の安定化に努める。

(2) 介護保険

(現況と問題点)

本市の高齢化率は、令和7年3月末時点で34.6%と高齢化が進んでおり、75歳以上の後期高齢者の割合も増加傾向にある。また第1号被保険者のうち、要介護（支援）認定者の割合は、16.8%と、支援を必要とする高齢者も増えており、介護保険サービスの需要が高まっている。こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や住まいに尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、高齢者保健福祉計画との整合性を図りながら介護保険事業計画を推進する必要がある。

(その対策)

介護保険制度の円滑な運営のため、計画に5つの目標を位置づけ、介護保険サービス事業所や地域住民と連携し、提供体制の整備を確立する。

① 健康づくり・介護予防の推進

介護・医療サービスになるべく依存しない生活が送れるように、疾病の早期発見・早期対応、生活習慣の改善など健康づくりを支援するとともに、高齢者自らが積極的に介護予防活動に参加し、生きがいや役割を持つことで、介護予防の推進を図る。

② 認知症施策の推進

認知症予防に積極的に取り組み、関係機関が連携した早期診断・早期対応につなげる体制を整備する。また、家族の介護負担を軽減することはもとより、認知症の人を支援する人たちの育成や認知症の高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに暮らせるよう、総合的に支援する取り組みを推進する。

③ 介護サービスの充実と質の向上

高齢者が介護を必要とする状態になっても、自分が選択したサービスを利用し、自立した生活を送ることができるように介護保険サービスの基盤整備を推進する。

④ 地域生活支援の推進

地域包括支援センターを中心に、誰もが気軽に相談できる環境を整えるとともに、医療と介護の連携をより強化し、高齢者を包括的に支援する体制整備を行う。

⑤ 高齢者が安心して躍動できる環境づくりの推進

高齢者が生きがいを持って、地域での活動やボランティア活動などに参加できる環境づくりを進め、地域で高齢者を支え合うまちづくりを推進する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 (保育所)	吉井地域保育園再編事業	赤磐市	吉井地域
	(3)高齢者福祉施設	吉井川荘改修事業	赤磐市	過疎地域
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉) (高齢者・障害者福祉)	子ども・子育て支援事業	赤磐市	過疎地域
		介護保険事業	赤磐市	過疎地域

第8章 医療の確保

1. 地域医療

(現況と問題点)

本市の医療機関は、比較的人口の多い南部地域（山陽地域）に集中しており、過疎地域の北部の医療機関は圏域の広さに比べ少なく、地域住民の医療不安が高まっている状況にある。

また、本地域は高齢化による人口減少により患者数が減少し、診療報酬の安定確保が喫緊の課題となっており、今後、採算性の面から民間医療機関による医療提供は益々困難になっていくものと思われる。

このような状況から、直営診療所の佐伯北診療所が本地域の医療拠点としての役割を果たしていく必要がある。

本地域は、高齢化により複数の疾患を抱える患者が多く、また、市南部への移動負担の軽減のため、当診療所については広く診療できるよう、医師会や関係医療機関等の協力を得て、内科のみならず、耳鼻科、整形外科、脳神経内科など各種専門医を配置している。また、施設整備については、昭和48年建築で老朽化が進んでいたが平成30年度に耐震改修工事の完了とともにCT装置を導入し、令和3年度にはMRI装置の導入も行い、医療不安の解消に繋げている。

今後においても、医師確保や医療機器の計画的更新、施設の長寿命化修繕を継続するなど、地域住民が住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう体制整備を図る。

一方、救急医療は、赤磐市消防署と医療機関の連携により対応している。生命に直結するような急性疾患、交通事故等、様々な救急医療に迅速に対応するため、第1次（在宅当番医制）、第2次（病院群輪番制及び協力病院当番制）体制を実施している。しかし、本地域から、赤磐医師会病院まで約5～30キロメートルあり、高齢者の増加や夜間無医地区となることから、市民の救急対応等の不安は高まっている。

表1 医療施設の状況(令和7年4月1日現在)

区分	医療機関数(カ所)
直営診療所	2
一般診療所	6
歯科診療所	4

資料：健康増進課

(その対策)

- ① 老齢人口の増加等による医療需要の増大に対処するため、赤磐医師会病院、その他関係医療機関との連携を密にしながら、眼科・外科等の特定診療施設の確保に努める。
- ② 休診日・夜間については、在宅当番医制・病院群輪番制及び協力病院当番制が実施されているが、今後とも一層関係機関との連携を密にし、救急医療の確保に努める。
- ③ 24時間電話健康相談事業を実施し、健康・医療への不安解消に努める。

2. 生活習慣病対策

(現況と問題点)

第2次赤磐市健康増進計画より、本市では特定健康診査の受診率が低い、円熟期の肥満者の割合が増加しており、バランスのよい食習慣や運動習慣が身についていないという健康課題が明らかとなつた。その結果、生活習慣病にかかる医療費が増加しているという現状がある。

早めに気づいて生活習慣を改善することにより、病気の発症、進行が予防できるという認識を普及

させ、行動に結びつけていく必要がある。特に、①食生活の改善、②運動のすすめ、③休養とストレスの解消、④飲酒と喫煙、⑤適正体重の維持など、健康教育を推進する必要がある。

(その対策)

- ① 生活習慣病は、食生活、運動、喫煙、飲酒など日々の生活習慣の積み重ねが発症の原因となっている。このため、愛育委員協議会、栄養改善協議会とも連携を図りながら、食事、運動、休養の適切な日常生活の形成を啓発し、生涯を通じた健康づくりを推進する。
- ② 健康教育や健診等の事業を通じ、多くの人が自らの生活習慣を見直し、行動変容につながるきっかけとなるよう、働きかける。

3. 母子保健

(現況と問題点)

母子保健法の目的は、「母性、乳幼児の健康の保持及び増進を図る」とされている。乳幼児期は、健康づくりの基本となる時期であり、健康で生きがいのある人生を送るために出発点としても母子保健の果たす役割は重要である。

少子化、核家族化、地域連帯感の希薄化、情報の氾濫、母親の就労、生活様式の多様化など母子を取り巻く環境は著しく変化している。このような中で、本地域においては、基本的生活習慣、食習慣の乱れ、子育ての孤立化や育児不安を訴える親の増加等、親子の心の問題が表面化しており、精神的支援を必要とする事例が多いといった問題がある。

(その対策)

- ① 妊娠の早い時期から関わり、健康状態を把握し、保健・栄養指導に加え、生命の尊さ、温かい家庭の大切さを伝えていく。
- ② 個々のニーズに対応できるよう、個別相談、訪問指導等を強化する。特に核家族世帯、在日外国人母子については、きめ細かい指導を展開し孤立化を防ぐ。
- ③ 乳幼児健康診査については、身体、精神の発育と発達のチェックにとどまらず、家族全体の中で捉えた保健指導に重点を置き、その充実を図るとともに、未受診者の把握とその支援に努める。
- ④ 心身ともに健やかな発育のために、民生・児童委員、愛育委員、栄養委員を中心とした地域ぐるみの支援体制をつくる。
- ⑤ 子どもの健康保持・増進のため、子どもに係る医療費の一部を支給する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 (診療所)	佐伯北診療所改修工事	赤磐市	吉井地域
		佐伯北診療所医療機器等設備整備	赤磐市	吉井地域
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	子ども医療費給付事業	赤磐市	過疎地域
		24時間電話健康相談事業	赤磐市	過疎地域

第9章 教育の振興

1. 学校教育

(現況と問題点)

現行の学習指導要領では、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を活かす教育の充実に努めなければならないとされており、各校では生きる力の育成「豊かな学びと健康な体づくり」を目指した取り組みを推進している。

具体的には、学校、家庭、地域が連携を図りながら、児童生徒に自ら学び、自ら考える力、豊かな人間性、たくましく生きるために健康や体力など「生きる力」を育てるために、学校教育、社会教育、家庭教育の充実及び連携に努めている。特に、児童生徒への健康な体づくりや食育指導・特別支援教育を通して一人ひとりの生活基盤を強固にし、個に応じた指導の充実を図っている。

学校の大規模改修については、児童・生徒の安全確保と災害時避難施設としての機能確保を図り、安全で安心できる環境づくりをより一層推進するために体育館空調設備の設置を計画的に進める必要がある。また、児童数の減少から余裕教室が生じてきており、それらを有効に活用できるよう工夫し、地域に開かれた学校にしていく必要がある。赤坂地域の小学校3校（石相小、軽部小、笛岡小）については令和8年度より統合し、赤坂小学校となる。

表1 小・中学校児童、生徒数の堆移（基準日：5月1日）

(単位：人)

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
石相小学校	81	79	87	86	89
軽部小学校	49	43	39	41	34
笛岡小学校	19	16	13	8	12
城南小学校	74	78	79	74	75
仁美小学校	30	31	27	27	18
計	253	247	245	236	228
赤坂中学校	77	80	69	58	56
吉井中学校	62	50	51	54	58
計	139	130	120	112	114
合計	392	377	365	348	342

資料：学校基本調査

表2 小・中学校施設整備状況（令和7年4月1日現在）

区分	校舎		屋内体育館		建物構造	プール数
	必要面積(m ²)	保有面積(m ²)	必要面積(m ²)	保有面積(m ²)		
石相小学校	3,293	2,698	894	697	RC	1
軽部小学校	2,500	2,564	894	648	RC	1
笛岡小学校	1,469	2,227	894	478	RC	1
城南小学校	2,804	3,395	894	1,145	RC	1
仁美小学校	1,707	2,055	894	793	RC	1
計	11,773	12,939	4,470	3,761		5
赤坂中学校	2,654	4,009	1,138	1,000	RC	1
吉井中学校	2,486	4,036	1,138	1,008	RC	1
計	5,140	8,045	2,276	2,008		2
合計	16,913	20,984	6,746	5,769		7

資料：公立学校施設実態調査

(その対策)

① 教育環境整備の推進

安全・安心で快適な学校づくりに資する整備の推進に努める。

- ア 児童・生徒の安全確保と災害時避難施設としての機能確保を図り、安全・安心で快適な学校づくりをより一層推進するために体育館空調設備の設置を計画的に進めるとともに、少子化による児童数の減少による余裕教室の有効利用についても地域との連携を図りながら進めていく。
- イ プール施設においては、老朽化による破損箇所が毎年生じている。市内の小・中学校施設の公平性を確保するとともに、円滑な水泳授業の運営のため、整備計画を進める必要がある。
- ウ 児童・生徒の情報活用能力の育成やICT（情報通信機器）機器整備による「わかる授業」の実現、障害のある児童・生徒に対する支援体制の整備、社会的・職業的自立に必要な能力・態度の育成等、今日的課題に対応するための環境整備を行う。
- エ 遠距離通学となる児童生徒が多数であることから、遠距離通学支援対策の充実を図り、安全で安心なスクールバスの運行に努めていく。
- オ 快適な就学環境を維持するための生活環境整備として、エアコン設置を計画的に進める。
- カ 小学校英語の教科化や中学校英語の高度化を見据え、異文化理解・コミュニケーション能力の育成を目的に外国語指導助手の配置を進める。
- キ より適切な学習環境や教育環境を整えるため、保護者や地域の方々の意見収集を行う教育懇談会を開き、教育の課題解決に向けた取り組みを推進する。
- ク 市内には公立の高等学校等がないためほぼ全ての生徒等が市外へ通学しており、通学に要する交通費等の負担が大きいことから、経済的負担の格差を緩和し子育て環境の整備を図る。

② 確かな学力の定着

児童生徒一人ひとりに「確かな学力」を身につけさせるため「できた・わかった・楽しかった」と実感できる学校教育の実現を目指す。

- ア 産官学連携事業により、中学校2年生、3年生で英語4技能テスト（聞く、読む、話す、書く）を実施し、結果を基に授業改善を行い学力向上を図る。
- イ 適正に教育課程を編成し、年間授業時間を確保するとともに、教育内容に応じて少人数指導等指導方法の創意工夫に努め、わかる授業を展開していく。
- ウ 保育園・こども園から中学校までのなめらかな接続を目指して、中学校区の保・こ・小・中の連携した教育活動の充実に努める。
- エ GIGAスクール構想に沿って一人一台端末やICTを活用し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する。

③ 心身ともに健康な児童生徒の育成

児童生徒の生活リズム向上と基本的生活習慣の定着に向け、健康づくり・体力づくりに努める。

- ア 学校保健委員会の充実に努め、学校医等の協力を得て疾病治療率の向上を目指すとともに、学校と家庭教育とが連携を密にし、生活リズムの向上と基本的生活習慣の定着を目指す。
- イ スクールカウンセラーやスクールソポーターなどを配置し、児童生徒や保護者に対する教育相談活動の充実に努める。
- ウ 関係機関と連携をしながら「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な食習慣、生活習慣の確立を目指す取り組みを推進する。

④ 特別支援教育の推進

特別支援学校をはじめとした関係機関と連携し、特別支援教育コーディネーターを中心とした、個々の児童生徒の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことができる体制づくりを目指す。

⑤ 豊かな心の育成とふれあいのある学校教育の充実

児童生徒の「豊かな人間性」を育むために、道徳教育の推進、いじめ問題を含む命の教育と人権

教育推進、生徒指導の充実と不登校問題の解決に向けた取り組みの充実に努める。

⑥ 安心、安全な学校給食の提供

安心で安全な学校給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準」に沿って施設・設備などの衛生管理に努める。

また、食育の推進を図るため、学校給食に地域食材を積極的に取り入れるとともに、栄養士などが学校現場で食に関する専門性を活かした活動を行い、児童生徒の食に関する興味関心を高める。

2. 社会教育

(現況と問題点)

今日、国際化、情報化、過疎・高齢化、価値観の多様化、余暇時間の増大など、時代の変化には著しいものがある。そこで、常に地域住民の実態とニーズを把握しておき、先見性と説得力を兼ね備えたビジョンづくりとその実行が求められている。

現在、社会教育関係施設等については、一定の整備を図っているが、指導方法・指導体制の工夫改善、指導者の養成と確保、教材・資材等一層の充実及び有効活用を図る必要がある。

人権をめぐっては、様々な偏見や差別、社会問題となっている虐待やいじめ、インターネット上の
人権侵害等、解決すべき多くの課題がある。また、社会状況の急速な変化に伴って、人権問題は多様化、複雑化している。このことを踏まえ、市民一人ひとりが人権を尊重し、日常生活の中に活かせる
ような幅広い取り組みを積極的に推進する必要がある。

(その対策)

① 公民館

本地域には赤坂公民館、笹岡公民館、吉井公民館の3館を整備している。公民館は一定区域の住民を対象として、生活に即した教育・学術・文化に関する各種の教育活動を展開することにより、人格の形成、個々の生きがいの充実等を図りながら、連帯感に満ちた地域社会の創造に努める。そのためには、公民館の機能的な指導体制の確立、学習機会の提供、学習ニーズの掘り起こし等に積極的に取り組む。

② 図書館

赤坂図書館及び吉井図書館は、市民の文化、教養、調査研究、レクリエーション等に必要な資料及び情報を収集し提供する生涯学習の拠点として、必要な図書及び視聴覚資料、その他の様々な情報を図書館サービスを通して提供し、市民の豊かな生活と学習意欲の向上に努める。

③ 集会施設

本地域では、赤坂教育集会所、大薗田読書公園、吉井会館、城南ふれあいセンターなどの集会施設を整備している。これらの研修施設や集会施設を拠点として、地域住民が活動主体となり、自発的・主体的に学習活動や地域コミュニティ活動を続けることが可能となるよう、地域移管も視野に入れながら引き続き地域の拠点施設として施設の有効活用を図るよう努める。

④ スポーツ施設

本地域では、赤坂体育センター、赤坂ファミリー公園、吉井B&G海洋センター、草生多目的広場、草生テニスコート、吉井グラウンド、吉井武道館などのスポーツ施設が整備され、多くの市民に利用されてきた。しかし、老朽化による施設の機能低下が生じていたため、令和4年度と令和6年度には吉井B&G海洋センター、令和5年度には赤坂ファミリー公園の改修工事を実施した。当面の課題としては、赤坂体育センターや赤坂ファミリー公園、吉井B&G海洋センター、吉井グラウンド等の改修・補修が必要となる。今後は、施設経費の削減を図るとともに多様な利用者ニーズへの対応が必要であり、地域住民の健康づくりの拠点施設としても有効活用していく。

⑤ 旧備作高等学校跡地

平成19年に閉校した岡山県立高等学校跡地については、地域の貴重な文教資源として、その有

効活用を推進してきたが、平成 29 年に地域に開放された特色ある教育施設として、特定非営利活動法人地球年代学ネットワークと活用に関する協定を締結した。これにより、市やその周辺に存在する地質資源を活用し、更なる地域活性化を図る。また、老朽化が著しい施設について修繕や除却を進め、安全確保に努める。

⑥ 吉井生涯学習センター（ライフプラザ吉井）

吉井生涯学習センターは、文化・芸術活動の拠点として、創作・展示・研修等により、市民の文化芸術活動の推進に寄与し、地域づくりの情報拠点として、活力ある地域づくり及び人づくりに努める。

⑦ 旧 笹岡小学校跡地

令和 8 年 4 月に赤坂地域の 3 小学校（石相、軽部、笹岡）の統合に伴い、旧 笹岡小学校を「みんなの学び舎」として、運営していく。内容としては、登校に不安を感じる児童生徒に対して、個々の実態に応じた適切な支援を行うことにより、学習意欲や社会適応能力の回復を図り、将来的な自立及び社会参加を促進すること」を目的とする教育支援センターを運営していく。また、教員研修所、放課後子ども教室等として活用していく。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 (校舎) (屋内運動場) (水泳プール) (給食施設) (その他)	学校施設改修事業 学校施設改修事業 学校プール施設改修事業 学校給食共同調理場改修事業 旧笛岡小学校修繕・除却事業	赤磐市	過疎地域
	(3)集会施設、体育施設等 (公民館) (集会施設) (体育施設) (図書館) (その他)	公民館改修事業 集会施設改修事業 スポーツ施設改修事業 図書館改修事業 旧備作高等学校修繕・除却事業 吉井生涯学習センター改修事業	赤磐市	過疎地域
		吉井生涯学習センター改修事業	赤磐市	吉井地域
		高等学校等通学費補助事業	赤磐市	過疎地域
		スクールバス運行業務委託事業	赤磐市	過疎地域
		外国語指導助手配置事業	赤磐市	過疎地域
		学校ＩＣＴ支援事業	赤磐市	過疎地域

第10章 集落の整備

1. 集落等の整備

(現況と問題点)

本地域の行政区は56区あり、集落の規模は、平野部の一部集落を除き相対的に小さい。集落の分布は、河川沿いの平野部に厚く、山間部では薄い分散形となっている。

また、本市の人口は平成17年をピークに緩やかな減少傾向にあり、年少人口の減少と老人人口の増加が同時に進行している。令和2年10月1日現在の高齢化率は33.7%に達しており、今後もこの傾向は続くと見込まれる。さらに、本地域の高齢化率は44.2%と、この問題は過疎地域においてより深刻な状況にある。担い手不足により住民自治の維持が困難になるなど集落の活力は低下している。

こうした状況を見極めながら均衡ある地域の発展を図るために、将来の集落再編も含め検討しながら、人的集積と施設的機能のバランスある適正配置、地域の特殊事情に即した施設機能の充実や支援等に努めるとともに、生活機能・生活環境基盤の整備を図っていく必要がある。

(その対策)

合理的な土地利用の推進により、行政、通信、交通、産業、教育、文化、福祉などそれぞれの分野における地域の拠点を整備し、周辺集落への波及効果を高める。

道路交通網の整備を促進し、拠点集落との連携を図り、さらに、既存のコミュニティハウス等を利用して、児童や高齢者等が気軽に利用できる集落型レクリエーション、ミニデイサービスを検討し、地域住民の福祉の向上に合わせ、買い物弱者の救済や支援等に努め、均衡ある生活圏の形成を図る。

市では、人口減少と超高齢化という避けて通れない構造的課題に直面しており、地域コミュニティの維持と行政サービスの持続的可能性が問われる岐路に立っている。「協働」のまちづくり指針に基づき、地域住民の声に耳を傾け連携・協働しながら、それぞれの地域の状況に応じた最適なまちづくりを推進する。また、自治会・町内会、PTA、社会福祉協議会、NPO等の関係主体に加えて地域おこし協力隊等を活用し、地域と行政が連携しながら集落機能の充実を図っていく。

また、活力あるまちづくりを推進するため、若年層を中心とした人口の流出を防止するとともに、都市等からのU I Jターン者の確保も視野に入れ、空き家情報バンクを活用した移住・定住促進を図る。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	赤磐市仁美農村振興センター整備事業	赤磐市	吉井地域
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 （集落整備）	集落支援員制度を活用した地域振興事業	赤磐市	過疎地域
		地域おこし協力隊を活用した地域振興事業	赤磐市	過疎地域
		空き家対策事業（再掲）	赤磐市	過疎地域
	(3)その他	中学生郷土愛着醸成事業（再掲）	赤磐市	過疎地域
		地区集会所整備補助事業	赤磐市	過疎地域

第11章 地域文化の振興等

1. 地域文化の振興

(現況と問題点)

個性的な地域づくりや住民のアイデンティティの確立を図り、豊かな情操と人間性を養い、安らぎと潤いのある人生を送るために、平素から地域の歴史、風土の中で育まれてきた郷土の文化に親しみ、地域に残された貴重な伝統・文化や地域芸能の保存・振興を図っていくことが重要である。

本地域は、平安時代の『延喜式』に記載されている布都魂神社や平城宮跡から出土した木簡が示すように、古くから文化が開けており、県指定重要文化財2件、市指定文化財32件、国登録有形文化財1件がある。

表1 県指定重要文化財一覧表（過疎地域）

番号	区分	名 称	所在地	指定年月日
1	建造物	宗形神社鳥居	是里	平成21年3月10日
2	考古資料	小枝2号墳出土装飾付陶棺	福田(下市)	平成9年3月25日

表2 市指定文化財一覧表（過疎地域）

番号	区分	名 称	所在地	指定年月日
1	建造物	松尾神社本殿	坂辺	昭和54年12月14日
2	同	宗形神社本殿	是里	平成17年2月23日
3	同	石造九重層塔	黒本	昭和52年4月1日
4	同	是里の宝篋印塔	是里	同
5	同	石の宝篋印塔	石	同
6	同	戸津野の宝篋印塔	戸津野	同
7	同	中山の宝篋印塔（附・石造不動明王）	中山	同
8	同	極楽寺五輪塔	仁堀西	同
9	同	中勢実の五輪塔	中勢実	同
10	同	釜底の五輪塔	塩木	同
11	同	西勢実の宝篋印塔・五輪塔	西勢実	昭和59年2月18日
12	同	高福寺宝篋印塔・石造三重層塔	戸津野	昭和52年4月1日
13	同	番念寺五重層塔・五輪塔	周匝	同
14	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	黒沢	同
15	同	木造薬師如来坐像	黒沢	同
16	同	木造薬師如来立像・日光菩薩立像・月光菩薩立像	周匝	同
17	同	石造延命地蔵菩薩坐像	黒本	昭和59年2月18日
18	工芸品	吉祥院鰐口	周匝	昭和52年4月1日
19	同	西光寺鰐口	多賀	昭和54年12月14日
20	重要無形 民俗文化財	湯山神社の獅子舞	山手	昭和51年7月10日
21	史跡	鳥取上高塚古墳	西窪田	昭和54年12月14日
22	同	縄目石	東窪田	同
23	同	東雲谷古墳群	周匝	昭和52年4月1日
24	同	周匝池田家墓地	周匝	同
25	同	本林古墳	草生	同

26	同	二軒屋1号墳	石	同
27	同	大松山妙光寺	石上	同
28	同	周匝茶臼山城跡	周匝	昭和59年2月18日
29	同	布都魂神社奥の院	石上	同
30	天然記念物	岩神のゆるぎ岩	惣分	昭和54年12月14日
31	同	黒沢の椋の木	黒沢	昭和59年2月18日
32	同	鴨神社の三本杉	仁堀西	同

表3 国登録有形文化財一覧表

番号	区分	名 称	所在地	登録年月日
1	建造物	赤磐市吉井郷土資料館 (旧仁堀尋常高等小学校本館)	周匝	平成19年5月15日

(その対策)

- ① 文化財の重要性についての認識を深めるため、各種の情報提供に努め、その愛護精神を育てていく。
- ② 伝統芸能、歴史、学術価値の高い文化財を計画的に指定し、保護・保存に努める。
- ③ 吉井郷土資料館に収集されている資料の整理・分類を図り、郷土の生活文化を後世に伝えていく。
- ④ 郷土に伝わる芸能を伝承するため、地域と行政が一体となって保存を図り、後継者を育てていく。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 (地域文化振興施設)	吉井郷土資料館改修事業	赤磐市	吉井地域
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化財等保存継承事業	赤磐市	過疎地域

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 再生可能エネルギー利用の推進

(現況と問題点)

地球温暖化の進行により、農作物への被害や生態系の変化、熱中症の増加等様々な悪影響が報告されており、また、気候の変動による雨量の変化に伴う洪水等の災害が増加する可能性も指摘されている。

温暖化対策の中で最も大きな課題は二酸化炭素排出量の削減であり、そのためには原油等化石燃料の消費を減少させる必要がある。「2050年までの脱炭素社会の実現」を明記した改正地球温暖化対策推進法が令和3年5月に可決成立され、赤磐市でもそれに先駆け令和3年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」、令和3年10月には「再エネ100宣言RE Action」への参加を表明しているところであり、脱炭素へ向けた取り組みを実施していかなければならない。

そのような中で、太陽光発電等の再生可能エネルギーは、二酸化炭素を排出しないことから、脱炭素社会を実現するためには再生可能エネルギーを主力エネルギー源とすることが必要となっていく。

しかし、太陽光や風力など一部の再生可能エネルギーは発電量が季節や天候に左右され、コントロールが困難という問題点があり、条件に恵まれれば需要以上に発電する場合もあれば、天候不良により大規模停電が発生する恐れもある。

再生可能エネルギーを主力の電源としていくためには、不安定な発電量をカバーすることができる調整力の確保や、電力の需要そのものを抑制する省エネの取り組みが必要となる。

(その対策)

- ① 吉井支所・赤坂支所等公共施設の省エネ化のため、再生可能エネルギー利用施設設置を推進する。
- ② 住宅や企業オフィス等への再生エネルギー利用施設設置を推進する。
- ③ 調整力の確保のため、太陽光だけでなく、水資源を活用した水力、森林資源を活用したバイオマス等多様な再生可能エネルギー利用の可能性を模索していく。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 （再生可能エネルギー利用）	地球温暖化対策実行計画（事務事業編及び区域施策編）に基づく事業推進	赤磐市	過疎地域
		定住促進奨励事業（再掲）	赤磐市	過疎地域

過疎地域持続的発展特別事業分

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(移住・定住)	<p>空き家対策事業 【事業内容】 空き家情報バンクの管理運営 【必要性】 空き家情報バンクによる空き家流通を促進するため 【効果】 空き家の流通による移住者等の増加</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>空き家改修補助金事業 【事業内容】 空き家情報バンクや中山間地域に登録された空き家の改修への補助 【必要性】 空き家を有効活用した移住・定住を促進するため 【効果】 空き家の流通による移住者等の増加</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>空家相続登記支援事業 【事業内容】 空き家情報バンク制度に登録する空家の相続登記への補助 【必要性】 空き家を有効活用した移住・定住を促進するため 【効果】 空き家の流通による移住者等の増加</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>空き家家財等撤去補助金事業 【事業内容】 空き家情報バンクに登録した空き家所有者が行う家財道具等撤去への補助 【必要性】 空き家情報バンクによる空き家流通を促進するため 【効果】 空き家の流通による移住者等の増加</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>新婚世帯支援事業 【事業内容】 結婚新生活支援事業補助金、新婚世帯家賃補助金の交付 【必要性】</p>	赤磐市	過疎地域

		<p>若年層への経済的支援により、移住・定住を促進するため</p> <p>【効果】</p> <p>若者の移住・定住による人口減少、少子化の抑制</p>		
		<p>移住・定住促進啓発事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>移住フェアへの参加、移住コンシェルジュの配置</p> <p>【必要性】</p> <p>移住希望者に対しワンストップの相談を行うため</p> <p>【効果】</p> <p>安心でスムーズに移住者の誘導が行える。</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>移住体験事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>移住体験ツアー等の開催</p> <p>【必要性】</p> <p>移住希望者に地域の環境、生活の様子を紹介し移住に結びつけるため</p> <p>【効果】</p> <p>移住者等の増加</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>移住者交流促進事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>移住者間のネットワークの構築</p> <p>【必要性】</p> <p>移住後の不安解消のため移住者同士の交流機会が必要</p> <p>【効果】</p> <p>移住後の不安解消とともに、移住者による地域・生活環境の情報発信を行うことによる新たな移住者等の増加</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>定住促進奨励事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>市の分譲宅地に建築する省エネルギー住宅に対する補助</p> <p>【必要性】</p> <p>移住者等の住宅新築支援と環境に配慮した住宅団地を形成するため</p> <p>【効果】</p> <p>自然環境を活かした移住者等の増加</p>	赤磐市	過疎地域
(地域間交流)		<p>情報発信事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>移住希望者向けW e b サイトの運営、パンフレット作成</p>	赤磐市	過疎地域

	(人材育成)	<p>【必要性】 移住希望者に地域の環境、生活の様子を紹介し移住に結びつけるため</p> <p>【効果】 移住者及び関係人口の増加</p> <p>中学生郷土愛着醸成事業 【事業内容】 様々な関係機関や世代との交流による地域人材の育成</p> <p>【必要性】 地域への愛着、地域とのつながりを醸成するため</p> <p>【効果】 地域内企業等への就職、起業、将来のUターン人口の増加</p>		
		<p>若者まちづくり事業 【事業内容】 近隣高校等と連携した地域課題解決事業</p> <p>【必要性】 地域課題に関わる機会を提供することにより、地域への愛着、活動への参画意識を醸成するため</p> <p>【効果】 地域課題の解決、地域の活性化</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>就職支援事業 【事業内容】 企業訪問、求人・企業ガイドブック作成、企業勉強会の開催</p> <p>【必要性】 地元企業を知る機会を提供することで、企業の人材確保、学生等の地域への就職を促進するため</p> <p>【効果】 地域内企業の人材確保、若年層の人口流出の抑制、定住人口の増加</p>	赤磐市	過疎地域
2 産業の振興	(第1次産業)	<p>中山間地域等直接支払制度事業 【事業内容】 農業地域の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための支援</p> <p>【必要性】 地域で取り組む農業生産活動は、広く国民全体に及ぶため</p> <p>【効果】 洪水や土砂崩れの防止、美しい風景や生き物のすみかの保全</p>	赤磐市	過疎地域

	<p>農地はつらつ集積事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>農地の借り手に対する補助</p> <p>【必要性】</p> <p>地域で取り組む農業生産活動は、広く国民全體に及ぶため</p> <p>【効果】</p> <p>農地の流動化による経営規模の拡大、低コスト営農の推進、農地の荒廃を防止</p>	赤磐市	過疎地域
	<p>多面的機能向上対策事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>農業地域の共同活動等に対する支援</p> <p>【必要性】</p> <p>地域で取り組む農業生産活動は、広く国民全體に及ぶため</p> <p>【効果】</p> <p>地域の共同活動の支援、農業・農村の多面的機能の維持、発揮</p>	赤磐市	過疎地域
	<p>有害鳥獣駆除事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>地域の農作物被害防止の目的で捕獲活動を実施する市内獵友会員の支援</p> <p>【必要性】</p> <p>高齢化の進展により、自己での捕獲等による被害防止対策を実施することが困難であるため</p> <p>【効果】</p> <p>農作物被害の軽減、地域住民の営農意欲や生きがいの向上</p>	赤磐市	過疎地域
	<p>松くい虫等防除事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>松くい虫等による被害防止のため薬剤散布や伐倒駆除等の実施</p> <p>【必要性】</p> <p>公益的機能の高い健全な松林に薬剤等の散布により、松くい虫等を駆除し被害を予防するため</p> <p>【効果】</p> <p>森林病害虫の駆除、蔓延防止</p>	赤磐市	吉井地域
(商工業・6次産業化)	<p>商工会補助金</p> <p>【事業内容】</p> <p>小規模事業者の経営又は技術改善のための事業に要する経費に対しての補助</p> <p>【必要性】</p> <p>小規模事業者の経営体質の改善やサービスの</p>	赤磐市	過疎地域

	<p>向上など、商業機能の向上</p> <p>【効果】</p> <p>赤磐商工会が行う経営改善普及事業の効果的実施による、小規模事業者の経営の改善及び発達</p>		
	<p>商工業起業家奨励金</p> <p>【事業内容】</p> <p>商工業を新たに創業した起業家への奨励金の交付</p> <p>【必要性】</p> <p>起業家が将来にわたり専業として商工業経営を続け、自信と誇りを持った経営を確立させるため</p> <p>【効果】</p> <p>地域商工業発展の中核者の育成</p>	赤磐市	過疎地域
	<p>中小企業支援事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>中小企業者の市外展示会への出展やホームページ作成にかかる費用の補助、融資に係る利子や保証料の補給</p> <p>【必要性】</p> <p>中小企業者の経営基盤の強化を図るため</p> <p>【効果】</p> <p>中小企業者の安定した経営の継続、地域産業の活性化</p>	赤磐市	過疎地域
	<p>産業支援業務委託</p> <p>【事業内容】</p> <p>中小企業診断士が市内事業者等に対し、実態把握及び各種助言等の実施</p> <p>【必要性】</p> <p>産業振興施策のニーズ・課題の収集及び中小企業、個人事業主に助言、情報提供による、事業展開、事業継承等の問題解決のため</p> <p>【効果】</p> <p>産業振興の推進及び発展、地域産業の活性化</p>	赤磐市	過疎地域
(観光)	<p>観光振興事業補助金</p> <p>【事業内容】</p> <p>城山公園まつり、周匝納涼まつり等への補助</p> <p>【必要性】</p> <p>人的交流の促進や、地域の魅力発信、活性化のため</p> <p>【効果】</p> <p>四季それぞれに行われる伝統的な祭りや、歴史的な特色を活かした各種のイベントを継続実施することによる、賑わいや人的交流の創</p>	赤磐市	過疎地域

	(企業誘致)	<p>出、地域の継続的な活性化</p> <p>企業誘致立地適地調査事業 【事業内容】 企業誘致を行うための適地調査 【必要性】 企業誘致に際して、適した場所と立地可能面積を把握することにより、企業ニーズに的確に応えるため 【効果】 新規企業立地による住民の就業機会の確保と所得の向上、地域の発展</p> <p>企業誘致等奨励金 【事業内容】 市内に企業を誘致するため、企業立地促進奨励金、物流施設誘致促進奨励金、企業誘致奨励金、宿泊施設誘致奨励金の交付 【必要性】 企業誘致により地域産業の活性化、雇用機会の拡大・定住促進を図るため 【効果】 雇用・定住の促進、過疎地域の発展の促進</p>	赤磐市	過疎地域
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(公共交通)	<p>市民バス運行事業 【事業内容】 デマンド型市民バスの運行 【必要性】 高齢者等の効果的・効率的な移動手段の確保 【効果】 安心して暮らし続けられる生活交通の確保</p> <p>広域路線バス運行事業 【事業内容】 広域路線バス（赤磐・美作線、赤磐・和気線、赤磐・瀬戸線）の運行 【必要性】 市民の通勤、通学等の移動手段の確保 【効果】 安心して暮らし続けられる生活交通の確保</p> <p>共同バス運行事業 【事業内容】 津山方面への通勤、通学等の利便性を向上させるため、赤磐市、津山市、美咲町が共同で周匝と津山市中心部の間を運行 【必要性】 吉井地域と津山市間の通勤、通学等の移動手段の確保 【効果】</p>	赤磐市	過疎地域
			赤磐市	吉井地域

		安心して暮らし続けられる生活交通の確保		
		公共交通高齢者・障害者運賃割引事業 【事業内容】 市が路線バス等の運賃を一部負担 【必要性】 バス事業者の経営安定化 【効果】 高齢者及び障害者の交通の利便性を向上	赤磐市	過疎地域
5 生活環境の整備	(その他)	火葬補助金交付事業 【事業内容】 市民の火葬等の費用の一部を補助 【必要性】 市民負担の平準化を図るため 【効果】 市民負担を平準化し、不均衡是正に資する	赤磐市	過疎地域
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(児童福祉) (高齢者・障害者福祉)	子ども・子育て支援事業 【事業内容】 子育て支援センター事業 【必要性】 子育て家庭の親子の交流の場の提供 【効果】 相互に安心して子育てができ、交流が図れる 介護保険事業 【事業内容】 介護が必要となった高齢者に必要な介護サービスを提供し、自立した生活を送ることができるための支援 【必要性】 過疎地域では高齢化率が高まる一方、介護の担い手が不足し、介護サービスが必要 【効果】 高齢者が安心して、在宅生活を送ることができる	赤磐市	過疎地域
7 医療の確保	(その他)	子ども医療費給付事業 【事業内容】 高校生等までの子どもの医療費に対する給付 【必要性】 子どもの健康保持及び増進、児童福祉の向上 【効果】 地域の子どもが健康に安心して暮らすことができる 24時間電話健康相談事業 【事業内容】 病気・けがの初期対応などの24時間電話相	赤磐市	過疎地域

		<p>談窓口の設置</p> <p>【必要性】</p> <p>住民の安心及び健康管理</p> <p>【効果】</p> <p>夜間・休日の健康・医療への不安の解消</p>		
8 教育の振興	(その他)	<p>高等学校等通学費補助事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>高等学校等に通学する生徒等の保護者に対して、通学に係る経済的負担を軽減するため通学に要する費用の一部補助</p> <p>【必要性】</p> <p>子育て環境の整備を図ることが必要</p> <p>【効果】</p> <p>保護者に対する通学に係る経済的負担の軽減</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>スクールバス運行業務委託事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>遠距離通学支援対象地域におけるスクールバスの運行</p> <p>【必要性】</p> <p>遠距離通学において、安心・安全な通学を保証・確保するため</p> <p>【効果】</p> <p>義務教育の円滑な運営に資する</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>外国語指導助手配置事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>外国語指導助手を市立各小・中学校に配置し、外国語活動、英語教育及び国際理解教育の充実と英語力の向上を図る</p> <p>【必要性】</p> <p>ネイティブの発音や異文化に触ることは、より効果的な英語教育を展開につながり、そのためには、A L Tの活用が必要不可欠であるため</p> <p>【効果】</p> <p>英語に関心をもち、より効果的な学びに結び付く</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>学校 I C T 支援事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>I C Tを利用した校務や授業の援助</p> <p>【必要性】</p> <p>さらに発展していく I C Tを用いた教育を効果的に活用するため、専門知識に基づく支援が必要</p> <p>【効果】</p> <p>I C T機器を有効に活用し、より効率的・効</p>	赤磐市	過疎地域

		果的な授業の展開		
9 集落の整備	(集落整備)	<p>集落支援員制度を活用した地域振興事業 【事業内容】 集落支援員の委嘱 【必要性】 集落の維持・活性化対策など地域を支えるため 【効果】 持続可能なまちづくり</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>地域おこし協力隊を活用した地域振興事業 【事業内容】 都市部から人材を受け入れ、地域協力活動を行う 【必要性】 外部から人材を受け入れることにより、新たな発想等で地域力の維持・強化を図るため 【効果】 地域力の維持・強化を図る担い手の確保、移住人口の増加</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>空き家対策事業（再掲） 【事業内容】 空き家情報バンクの管理運営 【必要性】 空き家情報バンクによる空き家流通を促進するため 【効果】 空き家の流通による移住者等の増加</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>中学生郷土愛着醸成事業（再掲） 【事業内容】 様々な関係機関や世代との交流による地域人材の育成 【必要性】 地域への愛着、地域とのつながりを醸成するため 【効果】 地域内企業等への就職、起業、将来のUターン人口の増加</p>	赤磐市	過疎地域
10 地域文化の振興等	(地域文化振興)	<p>文化財等保存継承事業 【事業内容】 文化財などの保護・継承活動 【必要性】 文化財などを保存・継承していくことで、特色ある地域づくり、地域内交流に寄与する 【効果】 文化振興、特色ある地域づくり</p>	赤磐市	過疎地域

11 再生可能エネルギーの利用の推進	(再生可能エネルギー利用)	<p>地球温暖化対策実行計画（事務事業編及び区域施策編）に基づく事業推進</p> <p>【事業内容】</p> <p>再生可能エネルギー推進等の温暖化対策の実施</p> <p>【必要性】</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すため</p> <p>【効果】</p> <p>再生可能エネルギー導入により化石燃料の消費量を減らすことで、二酸化炭素の排出量を削減する</p>	赤磐市	過疎地域
		<p>定住促進奨励事業（再掲）</p> <p>【事業内容】</p> <p>市の分譲宅地に建築する省エネルギー住宅に対する補助</p> <p>【必要性】</p> <p>移住者等の住宅新築支援と環境に配慮した住宅団地を形成するため</p> <p>【効果】</p> <p>自然環境を活かした移住者等の増加</p>	赤磐市	過疎地域